

平成 29 年

# 第 4 回定例輪之内町議会会議録

平成 29 年 12 月 6 日 開会

平成 29 年 12 月 14 日 閉会

輪之内町議会

## 第4回定例輪之内町議会会議録目次

12月6日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
欠員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	3
議第41号(提案説明・質疑・討論・採決)	7
議第42号(提案説明・質疑・委員会付託)	10
議第43号(提案説明・質疑・委員会付託)	14
議第44号(提案説明・質疑・委員会付託)	15
議第45号(提案説明・質疑・委員会付託)	18
議第46号(提案説明・質疑・討論・採決)	23
議第47号(提案説明・質疑・討論・採決)	25
議第48号(提案説明・質疑・討論・採決)	26
議第49号(提案説明・質疑・討論・採決)	27
議第50号(提案説明・質疑・討論・採決)	29
散会	32

12月14日

議事日程	33
本日の会議に付した事件	33
出席議員	33
欠席議員	33
欠員	33
説明のため出席した者	33

職務のため出席した事務局職員 .....	3 4
開議 .....	3 5
諸般の報告 .....	3 5
一般質問 .....	3 5
2 番 古田東一議員 .....	3 5
1 番 上野賢二議員 .....	3 9
9 番 森島正司議員 .....	4 7
議第42号から議第45号まで（委員長報告・質疑・討論・採決） .....	5 6
閉会 .....	6 3
会議録署名議員 .....	6 4

平成29年12月6日開会 第4回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成29年12月6日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 諸般の報告  
日程第4 議案上程  
日程第5 町長提案説明  
日程第6 議第41号 専決処分の承認について  
平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）  
日程第7 議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）  
日程第8 議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）  
日程第9 議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について  
日程第10 議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例について  
日程第11 議第46号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第12 議第47号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第13 議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第14 議第49号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第15 議第50号 岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 住民課長	高橋博美	調整監 (産業・建設)兼 経営戦略課長	荒川浩
産業課長	中島智	建設課長	近藤豊和
教育課長	中島良重	土地改良課長	田内満昭
税務課長兼 会計室長	伊藤早苗	福祉課長	菱田靖雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田中久晴	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前8時59分 開会)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成29年第4回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定によって議長において、1番 上野賢二君、4番 高橋愛子君を指名いたします。

---

○議長（田中政治君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から12月14日までの9日間と決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって監査委員から平成29年度8月分、9月分、10月分に関する出納検査結果報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

本日、ここに平成29年第4回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多用の中を議会に御出席賜り、御苦労さまでございます。

早いもので平成29年も師走に入ってまいりました。日ごとに寒さも厳しくなってきましたので、どうか議員の皆様も時節柄御自愛をいただきますようお願いいたします。

さて、9月末には衆議院が予期せず解散され、10月に衆議院議員の総選挙が実施されたところであります。その結果につきましては、皆様御承知のとおり、自民党が単独で過半数を確保し、与党が3分の2超で圧勝し、引き続き安倍政権が継続されることとなりました。閣僚も解散前の布陣が継続され、国政における大幅な政策転換はなく推移していくものと受けとめております。

また、11月にはアメリカのトランプ大統領がアジアの列国を訪問し、日本においては安倍総理との親密な関係が示されたところであります。また、中国においては特別待遇でのもてなしがなされたところでありました。今回の歴訪の中で北朝鮮に対する発言が訪問国によって異なる場面も見受けられましたけれども、11月20日には再度北朝鮮をテロ支援国家に指定するなど、外交圧力を強化しておるようであります。

一方、北朝鮮は、11月29日の夜明け前、ICBM（大陸間弾道ミサイル）の発射実験を強行し、確実にミサイル技術を進化させております。このままであれば、アメリカ全土やヨーロッパまでを射程距離とするミサイルの完成までにそれほど多くの時間を要しない可能性があります。安倍総理も今後とも北朝鮮に対する制裁措置を強化していくと発言をされており、一触即発の事態とならないように願うところであります。

さて、身近なところに目を向ければ、名神高速道路の養老ジャンクションから東海環状自動車道養老インターまでが10月22日に開通し、安八町内の名神高速道路に設置される安八スマートインターチェンジも間もなく完成し、西濃地方の交通環境も利便性が今まで以上にレベルアップされることとなります。当町としてもこのようなインフラを最大限に活用できるような施策を進めてまいりたいと、そんなふうと考えております。

それでは、本日提出させていただきます議案についての御説明を申し上げます。

提出議案の内訳は、専決処分の承認1件、補正予算2件、条例6件、一部事務組合の規約変更1件の合計10件でございます。

議案の概要について順次御説明をいたします。

まず、議第41号 専決処分の承認につきましては、平成29年9月28日に衆議院が解散され、急遽衆議院議員総選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査が実施されることになったため、当該選挙に係る経費553万円を平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）として専決いたしましたので、議会に報告し、承認を求めます。



続きまして、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,808万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億631万8,000円と定めるものであります。

今回の補正予算の主な内容は、総務費につきましては、エコドームの敷地として賃借しております土地について所有者の方から買い取りの申し出がありましたので、当該土地を購入すべく土地購入費として948万5,000円を追加いたします。また、住民基本台帳システムの改修委託料として150万7,000円を追加いたします。マイナンバーカード及び住民票への旧姓併記に係る住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムの改修を行うものであります。

民生費につきましては、児童発達支援事業給付費を661万4,000円増額いたします。当町では、在学中の障がいのある児童・生徒が放課後や長期休暇中に学習や生活能力向上のための訓練や体験を行い、自立を支援する放課後等デイサービス事業を実施しておりますが、利用者が増加しており、そのニーズに対応するため補正するものであります。

農林水産業費につきましては、農事組合法人の農業機械の購入に対し助成をするため、元気な農業産地構造改革支援事業補助金を158万8,000円増額いたします。

土木費につきましては、県道今尾・大垣線の2車線化工事の事業費の増加に伴う県道改良地元負担金を300万円増額いたします。

公債費につきましては、平成28年度に発行した町債の利率が確定したこと、また過去に発行した町債の利率の見直しを行ったことにより、元金の償還金を710万8,000円増額し、利子の償還金を302万9,000円減額いたします。

以上が輪之内町一般会計補正予算（第4号）の歳出の主な内容であります。

なお、歳入につきましては、歳出において増額補正を行う事業に関連する特定財源の増額を行うほか、保健福祉センター空調設備設置事業債と大藪小学校太陽光発電設備設置事業債を合わせて2,600万円追加発行することとするため、公共施設等整備基金繰入金金を3,200万円減額いたします。その他の財源につきましては、地方交付税を2,541万1,000円増額するものであります。

以上で、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

続きまして、議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明をいたします。

国保会計の補正予算（第2号）は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億303万1,000円と定めるものであります。

今年度の一般被保険者の療養費が想定を上回るペースで推移しておりますので、年度内に不足が見込まれる額180万円を増額補正するものであります。

続きまして、条例の提案理由を説明させていただきます。

議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定につきましては、農用地の利用の集積を加速するため、農地中間管理機構が賃借権等を取得した農用地を対象とする土地改良事業を円滑に実施するため、土地改良法等の一部を改正する法律による土地改良法の改正が行われたところであり、この改正により、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず都道府県が農業者の費用負担や同意を求めず基盤整備事業を実施できる制度が創設されましたが、この事業施行地域内農用地について農地中間管理機構に農地中間管理権を設定し、または移転した者が土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権移転等をした場合や、中間管理機構から賃借権または使用貸借により権利の設定を受けている者が目的外用途に供した場合等において条例で特別徴収金を徴収できることとなったことにより制定をするものであります。

議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取り扱いについて明記する必要が生じたため、改正を行うものであります。

議第46号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告による職員の給与改正にあわせて町議会議員の期末手当の支給率の改定を行うものであります。

議第47号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議第46号と同様の趣旨で改正を行うものであります。

議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、今年8月に出された人事院勧告に基づき、勤勉手当及び給料表等の改正を行うものであります。

議第49号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例につきましては、土地改良法の一部改正により、条例で引用する条文の条ずれ等の改正を行うほか、防災及び減災対策の強化措置を追加するものであります。

以上で条例関係の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第50号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明をいたします。

岐阜県市町村職員退職手当組合は、構成市町村、一部事務組合及び広域連合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理している特別地方公共団体であります。退職手当組合の構成団体の一つである可茂広域行政事務組合が平成29年3月末日をもって解散したことに伴い、これが事後に退職手当組合の規約を変更することについて総務省自治行政局市町村課の助言を仰いだところ、岐阜県市町村職員退職手当組合

を構成する団体のうち、岐阜県が加入する一部事務組合である岐阜県地方競馬組合があり、法令上、当該組合が退職手当組合に加入した際の規約変更の許可権限長は、岐阜県知事ではなく、本来総務大臣であるということで、昭和52年10月1日以降の退職手当組合の規約の変更の許可は無効であるとの指摘がありました。したがって、今回、規約の変更をすることにより、過去の手続の瑕疵を是正すること及び構成団体の脱退その他文言整理等、必要な改正を行うものであります。

以上で本議会提出議案の説明を終わります。よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

---

### ○議長（田中政治君）

日程第6、議第41号 専決処分の承認について、平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

### ○調整監（産業・建設）兼経営戦略課長（荒川 浩君）

それでは、議第41号 専決処分の承認について説明を申し上げます。

お手元に配付の議案書1ページをお開きください。

議第41号 専決処分の承認について。地方自治法第179条の規定により、平成29年9月28日次のとおり専決処分したので報告し、その承認を求めるものとする。平成29年12月6日提出、輪之内町長。

次に、2ページをお開きください。

専決処分書。地方自治法第179条の規定により、次のとおり専決処分するものとする。平成29年9月28日、輪之内町長。

専決第4号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）ということで、3ページをごらんください。

専決第4号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第3号）。平成29年度輪之内町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ553万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,823万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年9月28日専決、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

4ページ、5ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正を款項別にまとめたものでございます。

それでは、今回の補正予算の内容について事項別明細書で説明をいたします。

当該補正予算につきましては、御案内のとおり、去る9月28日に衆議院が解散され、10月10日公示、22日投開票された衆議院総選挙に係る事業費を計上したものでございます。

先に歳出補正予算について御説明を申し上げます。5ページをお開きください。

款2.項4.目1の選挙管理委員会費の17万2,000円は、当該選挙に係る選挙管理委員会委員の報酬で、委員会7回分を計上したものでございます。

続いて、目3の衆議院議員総選挙費の535万8,000円は、選挙に係る直接の事業費であります。主なものとして、報酬の53万5,000円は、投票所、開票所における各管理者及び立会人の報酬を計上したものの、職員手当等については、選挙事務に従事する職員の時間外手当を計上したものの、その他、委託料の65万7,000円は、選挙人名簿、投票所入場券の作成や、ポスター掲示場の設置、撤去に係るものを計上したものでございます。

戻って、歳入補正予算について御説明をいたします。3ページをお開きください。

歳入の補正は、当該選挙に係る県の総務費委託金を試算いたしまして411万8,000円を計上し、不足分141万2,000円については、4ページにありますように繰越金を充てております。

以上で、議第41号 専決処分の承認についての説明を終わります。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

**○議長（田中政治君）**

9番 森島正司君。

**○9番（森島正司君）**

ちょっと基本的なことで申しわけないんですけども、411万8,000円の財源内訳が地方債になっているわけですけども、歳入のほうでは県支出金になっておるわけですが、この処理の仕方というのはどういう考え方なんでしょうか。なぜこれが地方債になるのか、県支出金になるんじゃないかと思ったんですけど、その辺の違いをちょっと教えていただきたいと思います。

**○議長（田中政治君）**

経営戦略課長 荒川浩君。

**○調整監（産業・建設）兼経営戦略課長（荒川 浩君）**

御指摘は事項別明細書の5ページの財源内訳のところですね。結論から申し上げますと、県の支出金の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。

**○議長（田中政治君）**

ほかにありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

県支出金ならそれで結構ですけれども、一般財源が124万と、それから今411万8,000円のどういうところが県の補助になって、県の補助にならない124万というのはどういう部分なのかというのがわかったら教えていただきたいと思います。

○議長（田中政治君）

参事 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、お答えをさせていただきます。

国の選挙、あるいは県の選挙を行う場合につきましては、県のほうから選挙の費用が交付されるわけでございますけれども、県のほうで試算する根拠につきましては、国のほうにその選挙経費に関する法律がありますので、それに基づいて県が試算をし、交付をしていくということでございます。

したがって、その試算においては、開票所経費幾ら、あるいは投票に係る経費幾らというような試算で、選挙全体でこの規模の市町村であればこれくらいの額ということで試算をされてきますので、選挙に係る費用は全て国・県のほうから来るという考え方でいいわけですけれども、あくまでも基準がございますので、それを上回った場合については市町村の持ち出しとなるということでございます。

なお、この補正予算を組むときには、一応町のほうで過去の選挙の状況とかを考えまして積算をしたわけですが、実際にはこの額より多く県のほうから入ってくるという予定になってございますので、この補正予算を組んだときに計上した一般財源より一般財源としては少なくなるということでございます。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

これから議第41号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第41号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第41号 専決処分の承認について、平成29年度輪之内町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり承認することに決定をいたしました。

---

○議長(田中政治君)

日程第7、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

経営戦略課長から議案説明を求めます。

荒川浩君。

○調整監(産業・建設)兼経営戦略課長(荒川 浩君)

それでは、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算(第4号)について御説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開きください。

議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算(第4号)。平成29年度輪之内町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,808万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億631万8,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。平成29年12月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

7ページから9ページの第1表は、先ほどの第1条にございました今回の補正額を款項別にまとめたものでございます。

続いて、10ページをお開きください。

第2表、地方債補正でございますが、1. 保健福祉センター空調設備設置事業債、そして2. 大藪小学校太陽光発電設備設置事業債は、いずれも県との協議の結果、地域活性化事業債の自然再生・地球温暖化対策事業の要件を満たし、対象となるため、借入限度額を既定の1,570万円に1,340万円増額し、2,910万円に、既定の1,090万円に1,260万円を増額し、2,350万円に変更するものでございます。変更理由といたしましては、両

事業ともに地域活性化事業債に該当することから、元利償還金の約30%、金額にしますと約1,600万円が普通交付税の基準財政需要額に算入され、有利であるということから変更しようとするものでございます。

それでは、内容については別添の事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書、8ページをお開きください。歳出補正予算から説明をいたします。

款1. 項1. 目1. 議会費の19万6,000円は、人事院が国家公務員と民間の期末手当の支給水準の較差を解消するため、支給月数を4.3月分から4.4月分に引き上げるよう勧告し、去る11月17日に閣議決定されたことにより、当町においても期末手当を引き上げるべく不足分を追加で計上するものでございます。

次に、9ページをお開きください。款2. 項1. 目3. 広報費の17万3,000円は、広報掲示板について各区からの修繕要望に基づき、不足分を追加で計上するものでございます。

次に、目7. 財産管理費の948万5,000円は、プラネットプラザ内のエコドーム用地の一部の土地、中郷新田字道上でございますが、1,355平方メートルについて地権者の方より土地を売却したいという申し出がありましたので、協議をした結果、買収すべく土地購入費として計上するものでございます。

次に、10ページをお開きください。項3. 目1. 戸籍住民基本台帳費の150万7,000円は、マイナンバーカードの関係で住民記録システム及び住民基本台帳ネットワークシステムを改修するために必要な費用を追加で計上するもので、国より10分の10の交付を受けて実施するものでございます。

次に、11ページをお開きください。款3. 項1. 目2の障がい者福祉費の54万円は、平成30年4月に障害者総合支援法の改正によりまして、ひとり暮らしを始める障がい者の支援を目的とした自立生活援助サービスの創設など新たなサービスの創設、重度訪問介護の訪問先の拡大や、貸与も補装具費とする支給対象の拡大などサービス内容の拡大、障がい児が必要な支援を受けられるように、県及び市町村は医療機関や障がい福祉サービス事業所と連絡・調整するための体制整備を行うなど、障がい福祉サービス等の事務の見直しが予定されていることから、これらに対応するため、既存の障がい者自立支援給付支払等システムを改修するために必要な費用を追加で計上するもので、国より2分の1に当たる27万円の交付を受けて実施するものでございます。

次に、12ページをお開きください。項2. 目4. 介護保険費の83万4,000円は、平成29年9月定例議会で当町が行っている厚生労働省分のマイナンバー関連事務に伴うシステム改修費用についてお認めいただいております。現在、システム改修を実施しているところでございますが、安八郡広域連合で事務を実施している介護保険業務についても、これまでの運用で追加や修正が必要な項目なども出てきていることから、様式のレイアウト変更などシステム改修を行うものでございます。構成団体である安八町と神戸町、当町は、システム改修相当額を負担金として安八郡広域連合に支出いたしますが、改修

費用の3分の2に当たる55万6,000円は、国より交付を受け実施するものでございます。

次に、13ページをお開きください。項3.目1.児童福祉総務費の661万4,000円は、児童発達支援事業のうち、障がいのある児童・生徒が放課後や長期休暇中に学習や生活能力向上のための訓練や体験を行い、自立のお手伝いを支援する放課後等デイサービス事業に対して支援を行っておるところでございますが、利用者が年度当初は2名であったのに対しまして現在は10名が利用されているなど、大幅に給付費が増加したことから不足する額を計上するものでございます。なお、利用料の2分の1に当たる330万6,000円は国より、4分の1に当たる165万3,000円を県より交付を受けて実施するものでございます。

次に、目3.児童手当費の6万7,000円は、28年度に交付を受けた国庫支出金について精算によりその超過分を返還するために計上するものでございます。

次に、14ページをお開きください。款4.項1.目1.保健衛生総務費は、財源補正でございますので歳入の中で説明をさせていただきます。

次に、15ページをお開きください。款5.項1.目4.耕種農業費の158万8,000円は、農事組合法人大吉営農が田植え機を更新する費用の一部を追加で計上するもので、県より対象額の3分の1に相当する138万1,000円の交付を受け実施するものでございます。

次に16ページでございますが、款7.項2.目3.道路新設改良費の300万円は、岐阜県が今年度、揖斐川左岸堤防道路の県道今尾・大垣線改良工事に係る予算3,000万円を計上してみえましたがけれども、9月の補正予算で3,000万円を増額し、今年度予定しておりました工事区間を延長して施工してもらえるとということになりましたため、当町の工事負担分として工事費用の1割に当たる300万円を負担金として追加で計上するものでございます。

次に、17ページをお開きください。款9.項2.目1.小学校管理費は、財源補正でございますので歳入の中で説明をさせていただきます。

次に、18ページをお開きください。歳出の最後になりますが、款10.項1.目1.元金の710万8,000円の増額、目2.利子の302万9,000円の減額は、平成28年度に借り入れをした臨時財政対策債ほか6つの町債の借入期間及び借入額、借入利率の確定、また平成18年度に期間20年で借り入れをした臨時財政対策債ほか2つの町債が借り入れ開始後10年経過したことによりまして利率見直しを行いまして、今後10年間の元金・利子返済額が確定したことにより計上したものでございます。

続きまして、歳入の補正予算について御説明を申し上げます。戻って3ページをお開きください。

款9.項1.目1.地方交付税の2,541万1,000円は、7月上旬の普通交付税の本算定を経て、7月25日に29年度の普通交付税額8億6,467万2,000円が決定いたしました。その中から今回の歳出補正予算額の増額に対しての不足分を調整するものでございます。



次に、4ページをお開きください。款13. 項1. 目1. 民生費国庫負担金の330万6,000円は、歳出の民生費の児童福祉費で御説明申し上げましたが、放課後等デイサービス事業に要する費用の2分の1に相当する額を追加で計上しております。

次に、項2. 目1. 総務費国庫補助金150万6,000円は、総務費の戸籍住民基本台帳費で御説明申し上げましたが、マイナンバーカード関連で必要なシステム改修に係る費用の全額を受け入れるものでございます。

次に、目2. 民生費国庫補助金のうち、節1. 社会福祉費補助金27万円は、民生費の社会福祉費で御説明申し上げましたが、平成30年4月に予定されている障害者総合支援法の改正に伴い、新たなサービスの創設、サービス内容の拡大、障がい者福祉サービス等の事務の見直しが予定されておりますが、これらに対応するため、既存のシステムを改修するため必要な費用の2分の1に相当する額を受け入れるべく計上するものでございます。次に、節3. 高齢者福祉費補助金、社会保障・税番号システム整備費補助金（介護保険）の55万6,000円は、民生費の高齢者福祉費で御説明申し上げましたが、安八郡広域連合が実施するマイナンバー関連事務に伴うシステム改修費の3分の2に相当する額を受け入れるものでございます。

次に、5ページをお開きください。款14. 項1. 目2. 民生費県負担金の165万3,000円は、歳出の民生費の児童福祉費で御説明申し上げましたが、放課後等デイサービス事業に要する費用の4分の1に相当する額を受け入れるべく計上するものでございます。

次に、項2. 目4. 農林水産業費県補助金の138万1,000円は、農事組合法人大吉営農が田植え機を更新する際の3分の1に相当する額を受け入れるものでございます。

歳入の最後になりましたが、6ページ、7ページをお開きください。6ページの款17. 項1. 目2. その他特定目的基金繰入金3,200万円の減額、そして7ページの款20. 項1. 町債、目2. 衛生費債1,340万円、目3. 教育費債1,260万円の増額は、関連性がございましたので一括にて御説明をさせていただきます。この繰入金と町債は、保健福祉センター空調設備設置工事事業及び大藪小学校太陽光発電設備設置事業に充当するため、当初予算では当該2事業の財源として、その他特定目的基金繰入金3,200万円、町債2,600万円を計上しておりました。冒頭の地方債の変更でも述べさせていただきましたが、この2つの事業が地域活性化事業債のうち、自然再生・地球温暖化対策事業の要件を満たし、町債を発行すると発生する元利償還金の30%、金額にすると約1,600万円が普通交付税の基準財政需要額で算入されるということから、町債の発行額を保健福祉センター空調設備設置事業債は、請負額3,240万円の充当率上限の90%分の2,910万円に、また大藪小学校の太陽光事業では、請負額2,620万800円の充当率上限の90%、2,350万円まで引き上げ、繰入金を全額減額するものでございます。

以上で、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）についての御説明を終わります。御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第42号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

○議長（田中政治君）

日程第8、議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

住民課長から議案説明を求めます。

高橋博美君。

○会計管理者兼住民課長（高橋博美君）

それでは、議案書の11ページをお開き願いたいと思っております。

議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。平成29年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億303万1,000円と定める。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成29年12月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

12ページ、13ページにつきましては、歳入歳出をそれぞれ款項別に示したものでございます。

詳細につきましては事項別明細書にて説明をさせていただきます。国保の事項別明細書をお開きいただきたいと思います。

まず、歳出につきまして説明をさせていただきます。事項別明細書、6ページをお開

きいただきたいと思います。

款2. 保険給付費、項1. 療養諸費、目3. 一般被保険者療養費で補正額の180万円につきましても、7月支払い分より療養費が高額となり、高額での支払いが続きますと年度末までに不足額が生ずるため、補正するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、3ページをお開きいただきたいと思います。

いずれも歳出の補正に係る国、あるいは県からの負担金、交付金でございます。

款3. 項1. 目1の療養給付費等負担金53万8,000円につきましても、療養費補正に係る国庫負担金。

款3. 項2. 目1の財政調整交付金12万円は、国からの交付金でございます。

続いて、4ページをお願いいたします。款6. 項2. 目1の財政調整交付金8万6,000円は、療養費補正に係る県からの交付金でございます。

款10. 項1. 目2のその他繰越金105万6,000円につきましても、歳出補正額からこれに係る国・県からの歳入分を差し引いた不足額を繰越金により補填するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第43号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、文教厚生常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

**○議長（田中政治君）**

日程第9、議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてを議題といたします。

土地改良課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

**○土地改良課長（田内満昭君）**

それでは、輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条

例の制定について御説明させていただきます。議案書の14ページをごらんください。

議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について。輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例を次のように定めるものとする。平成29年12月6日、輪之内町長でございます。

続いて、15ページをごらんください。

この条例は、平成29年9月25日に施行された土地改良法等の一部を改正する法律により、機構関連事業という農地中間管理機構関連土地改良事業が創設されたことに伴い、対象農地の目的外用途への転用や農地中間管理権を解除した場合に特別徴収金を徴収することができることとされたことから制定するものであります。

なお、機構関連事業は、対象農地全てについて農地中間管理権が設定されていることを要件としており、農業者の費用負担や同意を求めずに都道府県がみずから実施することが担い手への農地の集積、集約の加速化や、長期間安心して経営に取り組める環境の整備を目指しております。

では、初めに第1条は趣旨で、土地改良法第91条の2に第6項が新設され、機構関連事業に係る特別徴収金を徴収することができることとされたことから、この条例を定めます。

第2条は特別徴収金の徴収で、県が機構関連事業を実施した場合に所有者または耕作者が対象農地を工事完了の翌年度から8年以内に目的外用途へ転用した場合に加えて、農地中間管理権に関する契約を解除した場合にも徴収することができることとなります。

第3条の特別徴収金の額は、町が負担した額に特別徴収金の徴収に係る土地の面積の事業施行面積に対する割合を基準として定めます。

第4条の徴収方法は、全額を一括で徴収します。

第5条の延滞金の徴収は、輪之内町税条例の例により徴収することができます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

詳しいことは、これは委員会付託になると思いますので委員会のほうでお伺いしたいと思いますが、まず基本的なこととして、中間管理機構関連の土地というのは所有権はあくまで個人のものだと思うんですけども、個人のもの土地を、この土地改良事業に対する個人の意思というのはどういうふうに反映されるのか。個人の意思に関係なしに、こういう土地改良事業が行われるものなのかどうかというような一番最初の

肝心なところをちょっと教えてもらいたいというふうに思います。

それと、その経費というのは、ここに書いてあるのは目的外に使用する場合には特別徴収金を徴収するとなっていますけれども、この土地改良に関する事業の経費というのは全額どこが支払うのか、個人負担というのは全くないのかどうか、その辺のところをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

土地改良課長 田内満昭君。

○土地改良課長（田内満昭君）

御質問の1点目ですけれども、個人の意思についてですけれども、今回創設された機構関連事業は農業者の同意は必要ありませんが、説明資料を書面で交付して、対面の説明会にも参加してほしいとなっております。理解を得た上で県が申請するという形で進められるものでございます。

経費につきましては、本来ですと地元負担金が12.5%ございますが、今回はこの12.5%を国が交付金として交付するという形で、地元負担なしで実施する制度でございます。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

ちょっと確認ですけれども、地権者に対しては事前に説明会を行って了解を得るということですが、最終的には100%同意なくてもできるものなのかどうか。あくまで特定の個人の方が反対されたような場合は全体ができなくなるのかどうか、その辺のところはどういうふうになっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

土地改良課長 田内満昭君。

○土地改良課長（田内満昭君）

御質問の点ですけれども、今回は農地中間管理機構に農地を預けているということが前提にありますので、同意をするのは中間管理機構ですので、農地中間管理機構に預けているということで承諾をいただいているというふうになります。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第44号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり

り、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

---

**○議長（田中政治君）**

日程第10、議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

**○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）**

それでは、説明させていただきます。議案書は16ページでございますのでお願いいたします。

議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例について。輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成29年12月6日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

一部を改正する条例につきましては17ページから20ページにかけて掲載しておりますけれども、新旧対照表のほうで説明をしたいと思いますので、新旧対照表の1ページもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、今回の条例改正の趣旨につきまして御説明をさせていただきます。

今回の輪之内町個人情報保護条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえまして、個人情報の定義の明確化、それから要配慮個人情報の取り扱い等につきまして町の条例に明記し、法律と整合させるために改正を行うものであります。あわせて法律に沿った章立てでございますとか、そういった変更、語句の修正等を行うということにしております。

新旧対照表で主な改正点を御説明させていただきます。

まず1ページでございますが、条例の第2条のところ定義について記載をしております。この一部分を改正するというところでございまして、第2条の第2号で規定しております個人情報の内容が個人情報の保護に関する法律が改正されまして定義が明確にされたということで、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当すると

ということが法律上明確に規定をされましたので、同様に規定をするということでございます。

それから第2条の第3号、2ページでございますけれども、こちらの改正につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正におきまして新しく要配慮個人情報が定義をされたことに基づいて、町の条例においても個人情報の保護に関する法律第2条第3項と同様の書きぶりとして改正をするということにしております。

それから、新旧対照表の4ページをごらんいただきたいと思います。第9条のところに収集の制限というのがございますけれども、現行条例で収集の制限をしております個人情報を国のほうの法律で要配慮個人情報が定義をされたということを踏まえまして、要配慮個人情報という文言に置きかえるというのが主な9条の改正でございます。

それから、新旧対照表の6ページをごらんいただきたいと思います。第16条の開示請求権、こちらの改正につきましては、第3項の第2号に開示をしないことができる第三者に関する情報についての規定がございますけれども、これを行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条第2号の規定と同様の書きぶりに改正をするというものでございます。

ここで少し説明をさせていただきますが、個人情報の保護につきましては、大もとになる法律としては個人情報の保護に関する法律というのがございまして、その下に国の行政機関についての個人情報の保護については、先ほど来申し上げております行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律というのがございます。国はそういった法律で規定をしておりますけれども、地方公共団体等においては、それぞれが個人情報に関する保護の条例を制定して、個人情報を保護しているというところでございます。したがって、地方公共団体等が個人情報の保護の条例を整備するときには、当然、国の行政機関に適用される法律に整合するような形で条例も整備するのが相当であるというようなことで、今回、このような国の法律を踏まえた書きぶりに訂正等をするということにしております。

それで、新旧対照表の6ページの18条のところに部分開示等という規定がございますけれども、こちらのほうですが、第2項の規定を部分開示に関する行政機関等の保有する個人情報の保護に関する法律第15条第2項の規定と整合させるというものでございます。

それから、新旧対照表の12ページをお願いいたします。ここで現行のところを見ていただきますと、第39条がございまして、ここでは何を規定していたかということにございますが、こちらは事業者に対する指導勧告につきまして規定をしておる条文でございます。個人情報保護法が改正をされまして、取り扱う個人情報の数が5,000人以下である事業所を規制の対象外とする規定が廃止されましたので、事業者に対する指導勧告を条例で改めて規定しなくても法の適用を受けるということになりましたので、条例から

削除させていただくということでございます。これまで5,000人以下のほうは法の規制を受けないということでございましたので、そういった事業者に対する指導勧告ということを経験してまいりましたが、全ての事業者が国のほうの法律の規制の対象になるということでございますので、条例から削除するということでございます。そのほか、いろいろ訂正、改正等がございますけれども、こちらは国のほうの法律に沿った章立てに変更するとか、あるいは語句の修正等を行うということでございます。

それから、新旧対照表の14ページをごらんいただきたいと思います。今回の輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例の附則におきまして、輪之内町情報公開条例、こちらのほうの一部改正も行うということにしております。個人情報保護条例の一部を改正することによって個人情報の定義の改正を行うという内容につきましては御説明をさせていただきましたが、そうした場合において輪之内町情報公開条例の一部も改正する必要が生ずるということでございますので、附則のほうで改正をするということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、要配慮個人情報というのが今回新たに定義づけられたというふうにお聞きしたわけですが、この要配慮個人情報というのは思想・信条の自由とか、宗教の自由とか、そういうようなものというふうにご理解していいのでしょうか。

それと、今までは要配慮個人情報というのは具体的に保護されていなかったのかどうか、今まではどういうふうな個人情報保護がなされていたのかということをお伺いしたい。従来と変わることがあるのかどうかという観点でちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、新旧対照表の7ページですけれども、18条の部分開示等で、これは下線のあるところで期間の経過により当該個人情報の開示を拒む理由がなくなったときという条文があるわけですが、この期間の経過によって開示を拒む理由があった情報、そういうものが、今般、新しい改正案ではその期間の経過によってということがなくなっているわけですが、この辺はどういうふうに変わってくるのか、なぜこれを消すのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。



それから、12ページの39条、これは今度削除になるということでしたけれども、この事業者に対する指導勧告というのは、今までこれは町長が勧告をすることができるというふうになっておったわけですが、今後はその町長の指導勧告権はなくなるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

何点か御質問いただきましたが、まず要配慮個人情報につきましていかなものかというような御質問が1点目でした。こちらのほうは、今回の条例改正で第2条の定義のところ、第3号として要配慮個人情報というのを定義しております。おっしゃいましたように、またここに書いてございますように、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴云々と、これを条例においても定義するというのでございます。従来、国のほうの法律におきまして、このように要配慮個人情報として明確な定義がなかったということですが、法律改正によって要配慮個人情報が定義されたということ踏まえて、町の条例においても同様に定義をするということでございます。

それで、じゃあ今までその信条とか、云々とか、そういった個人情報についてどうしていたのかという御質問もあったかと思いますが、これは新旧対照表の4ページをごらんいただきますと、現行条例第9条の第2項をごらんいただきたいと思いますが、ここに収集の制限というのが書いてございまして、その中に1号から3号まで規定しておりますけれども、ここに思想、信条及び宗教に関する個人情報、こういったものについては収集してはならないということで、現行の条例においても、法律改正後、要配慮個人情報と定義されたものと同様の内容のものにつきましては、既に条例のほうでも収集の制限等をかけておるということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、18条の改正につきまして御質問がございましたが、18条の第2項の改正について、期間の経過により当該個人情報の開示を拒む理由がなくなったときは、当該個人情報の開示をしなければならないという規定をなぜ変更したのかということですが、この部分につきましては、国のほうの行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、こちらのほうにうちの条例に相当する書きぶりがなかったものでございますので、国の法律に整合させるような形で条文を改めたほうが好ましいと判断して、今回、このように訂正をするということでございます。

それから、39条の事業者に対する指導勧告のところ、これが削除になったのはいかなものかということですが、これは先ほど来説明させていただきましたが、従来の改正前の法律におきましては、指導勧告というのが取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の事業者は法律の規制の対象外とするということがございましたが、その5,000人分以下という除外規定が法律のほうでなくなりましたので、条例に改めて記載

をしなくても当然に法律の適用を受けるということになりますので、今回、削除するということをごさいます。

以上で説明を終わります。

(挙手する者あり)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、最後のほうから行きますけれども、私がお伺いしたかったのは、従来は町長に指導勧告権があったわけですが、今後は町長の指導勧告権はなくなったと、あくまで政府が責任を持ってやることであって、町長の責任ではないということになるのかどうかということをお伺いしたかったということです。

それから、18条の部分開示のところでも期間の経過ですけれども、法改正で必要なくなったからと。当初、町独自のものを国の基準に合わせて改正するんだということですが、別にこういう項目が入っていても違法になるわけではないと思うんですが、この期間経過により開示を拒む理由がなくなったものは開示しなければならないという項目を削除する必要はないのではないか、肯定になるんじゃないかと。情報開示に対して条件が甘くなるのではないかというふうに思うわけですが、国の準則に合わせて情報開示をさせなくするという方向に持っていこうとしているのかどうか、そういうふうに思うわけですが、その辺の考え方を伺いたい。

それから、要配慮個人情報につきましては明記された、今までは定義がなかったのを定義したということで基本的には変化はないというふうに理解しましたが、それでいいかどうか、伺いたいです。

○議長（田中政治君）

総務課長 兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

39条の改正につきまして再度の質問でございますけれども、こちらのほうは先ほど御説明をさせていただきましたが、従来、法律の規制を受ける範囲から除外されていた事業者もあるということで、その場合については町長が指導なり勧告をするということ条で定めておりましたが、法律のほうでそういった除外規定がなくなったことによりまして、国のほうの個人情報保護委員会のほうが指導勧告、あるいは立入検査等を行うということになりますので、そのように御理解をお願いいたします。

それから、18条の第2項の改正ということでございますけれども、こちらのほうは先ほど来申し上げておりますように、国の法律と整合するような形で改正をするということでございます。

今回の条例改正につきましては個人情報の保護の条例の改正でございますので、情報

公開の条例とは違うということで、あくまでも個人情報保護するという趣旨がこの条例の趣旨でございます。そういったときに、国のほうにも同様の法律があるということでございますので、そうすれば国と地方公共団体も同様の規定ぶりにして、同じような歩調でやるのが相当であるというような判断のものに改正をしたいということでございます。

それから定義のところ、これは従来は要配慮個人情報、その言葉、単語というのはなかったわけですが、内容的には同じようなものについては情報の収集の制限をするとか、そういったことで保護が図られておったところでございますが、それらを明確に要配慮個人情報ということで国のほうが定義をされましたので、町の条例においても国と同様の定義を設けるということでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（田中政治君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第45号は、お手元に配りました議案審査付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時30分 再開）

○議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（田中政治君）

日程第11、議第46号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、説明させていただきます。議案書は21ページをお願いいたします。

新旧対照表のほうは16ページを参考にごらんいただきたいと思います。

議第46号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成29年12月6日提出、輪之内町長でございます。

今回の条例改正の趣旨につきましては、町長の提案説明にもございましたとおり、平成29年の人事院勧告による職員の給与改定にあわせまして町会議員の期末手当の支給率を0.1月分引き上げるために改正をするというものでございます。

新旧対照表の16ページのほうに改正箇所を明示しております。

条例の第5条第2項の期末手当の支給率を改正し、6月、12月を合計して0.1月分引き上げるものでございます。6月と12月の支給率につきましては、平成30年度から適用するそれぞれの法律で改正するというようにしておりますが、改正条例の附則におきまして、平成29年度に限っては12月分を0.1月分引き上げるということを附則のほうで記載をしております。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第46号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第46号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

異議なしと認めます。

したがって、議第46号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中政治君）

日程第12、議第47号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をいたします。議案書23ページをお願いいたします。

議第47号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成29年12月6日提出、輪之内町長でございます。

こちらの条例の改正につきましても、先ほどの議第46号と同様の内容としております。人事院勧告に基づく職員の給与改定にあわせまして、常勤の特別職職員の期末手当の支給率を0.1月分引き上げる改正でございます。

新旧対照表は17ページでございますが、先ほどの議第46号と同様の改正をしてございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第47号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第47号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第47号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

日程第13、議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をさせていただきます。議案書の25ページをお願いいたします。

議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成29年12月6日提出、輪之内町長でございます。

改正条例につきましては、その次の26ページから31ページまで掲載をさせていただいております。今回の給与条例の改正につきましては、平成29年8月8日に人事院勧告が出されました。それを踏まえまして輪之内町職員の給与改定を行うものでございます。

新旧対照表の18ページをお願いいたします。こちらによりまして改正箇所の説明をさせていただきます。

まず第13条の3、こちらは初任給調整手当のことについて記載がされておりますが、ここの初任給調整手当を新旧対照表のとおり改正するというところでございます。

それから第23条の7でございますけれども、こちらのほうは勤勉手当を0.1カ月分引き上げるものでございます。それで、今年度につきましては12月の支給率を改正するという内容でございます。

新旧対照表19ページのところに附則第32項が記載してございます。こちらにつきましても改正をするという内容にしてございます。第23条の7第2項第1号で定める勤勉手当の総額から附則第29項の規定が適用される間、給与が減ぜられて支給される職員の勤勉手当減額分を差し引く規定でございますけれども、23条の7の第2項に定める割合を改正することにあわせて改正をするというものでございます。

それから別表第1でございますが、こちらには職員の給料表が載せてございます。この給料表を改めるということでございますけれども、人事院勧告によりまして民間給与との較差があるということでございまして、初任給を1,000円引き上げ、若年層については同程度の改定をし、その他につきましては、それぞれ400円の引き上げを基本に改

正する内容としてございます。

なお、こちらの改正につきましては、公布の日から施行するという形にしてございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第48号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第48号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第48号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

日程第14、議第49号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

土地改良課長から議案説明を求めます。

田内満昭君。

○土地改良課長（田内満昭君）

それでは、輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。議案書の32ページをごらんください。

議第49号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例について。輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成29年12月6日、輪之内町長でございます。

このたびの一部改正は、土地改良法等の一部を改正する法律が平成29年9月25日に施行されたことに伴い、条例で引用する土地改良法の条文の条ずれ等に対応するとともに、防災及び減災対策の強化に関する措置を追加するものです。

それでは、新旧対照表で御説明させていただきます。27ページをごらんください。

もともとこの条例は、県営土地改良事業等の対象とならないような小規模な経費の事業を町が行う場合の金銭等の賦課徴収について定めたものです。

まず、第1条の改正でございます。条例で読みかえる土地改良法の規定を項まで表示するため、「第1項及び第4項から第7項まで」を追加するものです。法第36条第1項では、土地改良事業の経費に充てるため、農用地、農地保有者等から金銭等を賦課徴収できるというもので、第4項から第7項まではその関連についてでございます。

次に、第2条第3項では、土地改良法等の一部改正法の施行により条番号が繰り下がりましたので、現行の「法第113条の2第3項」を「法第113条の3第3項」に改めます。また、工事完了の翌年度から8年以内に農地以外へ転用した、いわゆる転用農地には特別徴収金が賦課されますが、畑を水田に戻すなどの開田農地については、現在のところ国の方針で抑制されておりますので、現行の「又は、」以降の開田農地に係る文言を削除いたします。

続いて、28ページをごらんください。こちらも、現行の2行目「又は」以降の部分と4行目以降の賦課金の算定方式から開田農地に係る項目を削除いたします。

第4条では、町の判断で実施できる急施の場合の特例に農業用排水施設の耐震化を目的とした緊急耐震工事計画が新設されたことから、法第87条の4第1項を加えます。また、災害または突発事故被害のため急速に土地改良事業を行う場合の応急工事計画に係る条番号が繰り上がりましたので、現行の「法第88条」を「法第87条」に改めるものです。

これらの改正は、公布の日からの施行でございます。

以上で説明を終わります。御審議賜りますようお願いいたします。

**○議長（田中政治君）**

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。



これから議第49号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。

したがって、議第49号 輪之内町営土地改良事業賦課徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（田中政治君）

日程第15、議第50号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

兒玉隆君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をいたします。議案書の34ページをごらんいただきたいと思います。

議第50号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、岐阜県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。平成29年12月6日提出、輪之内町長でございます。

今回の規約の改正につきましては、議案書34ページから51ページまで相当長いものにわたってございます。

まず、今回の改正の趣旨につきまして御説明をさせていただきます。

岐阜県市町村職員退職手当組合は、昭和36年10月1日に6市93町村11一部事務組合をもって組織する特別地方公共団体として設立をされました。平成29年3月31日時点におきましては、輪之内町を含む15市21町村27一部事務組合3広域連合の常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理している組合でございます。

このたび、退職手当組合の構成団体の一つであります可茂広域行政事務組合が平成29年3月末日をもって解散したことに伴いまして、これを事後に退職手当組合の規約を変更する必要が生じたので、組合のほうで県の市町村会を通じまして総務省自治行政

局市町村課に助言を仰いだところ、岐阜県市町村職員退職手当組合を構成する団体のうちに岐阜県が加入する一部事務組合であります岐阜県地方競馬組合、これがあるために地方自治法第286条の規定上、規約変更の許可権者は総務大臣になるという指摘が国のほうからございました。

その後、総務省の市町村課から、改めて岐阜県地方競馬組合が退職手当組合の構成団体となる規約の変更を行った昭和52年10月1日以降の岐阜県知事の許可は、いずれも無効であり、総務省としては現時点からの変更を許可することはできないと。よって、昭和52年9月30日時点から規約を変更するのであれば可能であると。ただし、無効と解される昭和52年10月1日以降の規約変更があった間の共同処理について問題が生じないとは言えないので、この間の規約変更は別途に申請をする必要があるという見解が出されたところでございます。

このため、この無効と解されます過去34回の規約変更につきまして、順を追って規約変更の許可申請を行うこととし、あわせて今般、可茂広域行政事務組合と、それから平成30年3月31日に解散の予定でございます本巣消防事務組合、これを退職手当組合から脱退すること並びに組合議員の選挙、組合の執行機関の組織及びその他補助機関等について文言整理をあわせて行う規約変更について協議をするため、それぞれの構成団体の議会の議決を求めるというものでございます。

したがって、本規約変更の内容のうち、過去にさかのぼって適用を求める部分につきましては、過去に既に輪之内町において議決済みの内容であって、これは改めて総務大臣の許可を求めるための事務手続上のことということでございますので、御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、技術的には無効と解される過去34回の規約変更並びに今般新たに行う改正につき、おのおのの適用日を別にするため、都合50条立ての改め文として改正箇所別に適用日を附則のほうで設けるという内容としてございます。

また、本件につきましては、既に解散をした一部事務組合等、または廃置分合により消滅した地方公共団体の議決を得ることはできないということでございますが、総務省としてはやむを得ないものとして認めるという旨の確認がなされておるところでございます。

それでは、議案の内容につきまして御説明をさせていただきます。

岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約につきましては、長いので朗読等は省略をさせていただきますけれども、第1条から第48条までの改正につきましては、過去に本町で議決済みの内容でございます。先ほども申し上げましたが、改めて総務大臣の許可を得るための事務上の手続ということで御理解をいただきたいと思っております。

第49条の改正につきましては、可茂広域行政事務組合が平成29年3月31日をもって解

散したことに伴いまして、同日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退せしめるものでございます。

第50条の改正につきましては、新旧対照表の29ページをごらんいただきたいと思いますが、こちらのほうで御説明をさせていただきます。

規約の第5条の改正につきましては、組合の議会の議員の選任方法について、町村の長である議員については構成団体たる町村の長の互選とし、町村の議会議長である議員については、構成団体たる町村の議会議長の互選とするということに改めるものでございます。

続きまして、規約第8条の改正につきましては、組合長または副組合長のいずれにも事故があるとき、または欠けたときの職務代理につきまして、地方自治法第152条第2項で既に法定事項として定めてございますので、第5項を削るというものでございます。

規約第9条の改正につきましては、執行機関の補助機関たる職員の設置については地方自治法第172条に規定がありますが、規約の参考例に倣い、文言の整理を行うというものでございます。

規約第11条の改正につきましては、任用及び派遣等の形態が今日多様化しているという実情を踏まえまして文言の整理を行うというものでございます。

第12条の改正は、地方公務員法第24条第3項の規定に倣い、文言の整理を行うというものでございます。

それから、第15条の改正につきましては、特別退職の形態が多様化している実態を踏まえ文言の整理を行うということでございますし、別表の改正につきましては、本巢消防事務組合が平成30年3月31日をもって解散することに伴い、同日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から脱退せしめるためのものでございます。

それから、議案書の46ページから附則が書いてございますけれども、この改正の規約は、総務大臣の許可のあった日から施行するというようにしておりますが、ただし、第49条までの改正規定は遡及して適用する旨をこの附則のほうで規定をしております。そのところに表がございますが、一番右側の欄に適用年月日ということで、それぞれ条ごとに適用日をさかのぼると、遡及するという旨を規定しております。

なお、参考といたしまして、昭和52年9月30日時点の規約と今回の一部改正規約による改正後の規約の新旧対照を新旧対照表の31ページから添付をさせていただいておりますので、あわせて参考までにごらんいただければというふうに思います。

以上で説明を終わります。御審議賜りますよう、よろしく願いいたします。

#### ○議長（田中政治君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

これで質疑を終わります。  
これから議第50号についての討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから議第50号を採決いたします。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。  
したがって、議第50号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決をされました。

---

○議長（田中政治君）

お諮りします。  
ただいま各常任委員会に付託しました議案につきましては、輪之内町議会会議規則第46条第1項の規定によって12月13日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中政治君）

異議なしと認めます。  
したがって、議第42号から議第45号までについては、12月13日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定をいたしました。各常任委員長は、12月14日に委員長報告をお願いします。

---

○議長（田中政治君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。  
本日はこれで散会いたします。  
定例会最終日は午前9時までに御参集をお願いいたします。  
本日は大変御苦勞さまでございました。

（午前10時56分 散会）

平成29年12月6日開会 第4回定例輪之内町議会

第2号会議録 第9日目

平成29年12月14日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）

議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について

議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成29年第4回定例町議会付託事件）

○本日の会議に付した事件

日程第1 から日程第3 までの各事件

○出席議員（8名）

1番	上野賢二	2番	古田東一
4番	高橋愛子	5番	小寺強
6番	田中政治	7番	北島登
8番	森島光明	9番	森島正司

○欠席議員（なし）

○欠員（1名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	兒玉隆	教育参事	松井均
会計管理者兼 住民課長	高橋博美	調整監 (産業・建設)兼 経営戦略課長	荒川浩
産業課長	中島智	建設課長	近藤豊和

教育課長 中島良重

土地改良課長 田内満昭

税務課長兼  
会計室長 伊藤早苗

福祉課長 菱田靖雄

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 田中久晴

議会事務局 西脇愛美

(午前9時00分 開議)

○議長（田中政治君）

ただいまの出席議員は8名です。全員出席でありますので、平成29年第4回定例輪之内町議会第9日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（田中政治君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第42号、議第44号、議第45号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第42号、議第43号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（田中政治君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

輪之内町議会会議規則第55条の規定によって質問は3回までといたします。

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

小さなことからできること(2)。

さきの10月総選挙では保守の圧勝に終わり、結果は選挙制度の仕組みにあるとも言われております。一般的には、以前のように中選挙区制で定員四、五名にし、切磋琢磨、候補者同士が競争し、選挙を実施したらの声が圧倒的多数であります。

今回、2区での当選者の得票率では、輪之内町がトップクラスでありました。これは顧問であられた木野町長のお骨折りが大であった成果であります。

成人式や敬老会等で来賓案内状の出していない人の祝電披露、氏名読み上げは、公職選挙法に抵触する可能性大であります。祝電は掲示箇所に掲げるだけでよいのではないかと、お答えください。

私が尋ねた参加者の住民からの大半の声は、同意見でありました。現に各学校行事では、掲示箇所披露であります。

次に、下水道の接続推進について。

議長や先輩議員諸氏からもたびたび質問が出されておりますが、私は視点を変えて質問いたします。

あと数年で一応の計画は完了するようですが、各世帯の下水道接続率は、四十



数%そこそこであります。範を示すべき公的施設の接続がおくれているとお話になりません。

工区が完工すると、各戸に25万円の受益者負担金（加入料）がかかることとなりますが、接続補助金が出るのは、工事完成後3年以内、10万円です。この期間と金額を延長し、助成金を25万円に上積みできないか。住民は、接続前と接続後の料金差を考え、接続に前向きになれないのであります。

公共施設への接続がおくれているのは、第三者との何らかの取り決めがあるのか、お答えください。

現に設置されている公共施設の接続前、接続後の水道（下水道）料金差はどれほどか、お答えください。

工事前には工区内で事前説明会があり、また広報にも毎号説明記載がありますが、工事完工（完成）後の説明会がないようであります。完工後にもう一度接続推進の説明会を持ち、特典を説明しながら推進を行ってはどうか。

ほとんどの町民は、広報の下水欄は読んでいないと思います。差し込みパンフレットと交互にしてはどうか、そのほうが効果があるのではないか。

諸先生方が住まわれている地域は、比較的下水道の接続推進がなされているようです。これからは地区の会合が開かれる機会が多くなり、来賓で招かれる方は、一言その席で接続の意義や特典を執行部と議会が一丸になり説明いただくのも一案かと思えます。

今後の政治活動について。

平成時代から新しい元号に変わることが決定的になりました。町長は、時代をまたいで務められる記憶すべき首長となることが決定的であります。

故中島司郎元町長は、昭和から平成へと元号がまたいだ時代でありましたが、わずか2期8年で庁舎建設やアポロン球場、そのほか各施設、工場誘致に精力的に取り組まれ、優良企業を積極的に進められた結果が財政にも反映されてきているのであります。

輪之内町は、新元号で初の選挙がとり行われる町になることが予想されます。全国的にもそれなりにニュースになるものと思えます。正々堂々と明るい町をリードしたいものであります。

次年度予算編成真っ最中かと存じますが、今後の主要政策方針と決意をお聞かせください。

「雑炊を一人すすれば人恋し」、木野由紀子さんの作であります。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

一般質問、古田東一議員からは3項目の御質問をいただきました。順次お答えをさせていただきます。

まず、1項目めの小さなことからできること(2)の質問でございます。

町の式典等を開催した折に届けられた祝電の取り扱いについての御質問でございますが、古田議員が例に挙げられました成人式や敬老祝賀会等の式典・行事に際して、祝電が例年届いております。

祝電を送っていただいた方に対する礼儀として、式典等の出席者に御披露することは問題視すべきものではないと考えております。その披露の方法は、届けられた祝電の数や式典等の時間的制約等により、その場での読み上げであったり、あるいは掲示であったりする場合もございます。祝電の御披露の方法として、画一的に掲示に統一する必要はないと思っております。

なお、政治家が祝電を送るということにつきましては、公職選挙法が禁止している寄附行為に当たりませんし、その内容が選挙運動にわたらない限り問題はないと、そんなふうに理解をしております。

続きまして、2項目めの下水道の接続推進についてお答えをいたします。

1点目に下水道接続補助金の金額と期間の延長等に関する御質問がございました。この補助金は、平成23年度から実施しております居住環境の整備工事に関する助成金の制度のことを指しておられると思います。

まず、この助成金について御説明をさせていただきます。

助成金は、下水道への接続工事ではなく、住居の改修を対象としており、下水道に接続しようとする方、または下水道に接続している方が住居の改修をする場合に助成をしております。下水道の供用開始から3年以内の方と3年を経過している方で、おっしゃられるとおりの金額に格差を設けております。

期間の設定につきましては、助成金の助成目的の中に下水道への早期接続を促す意味合いも当然ございますので、下水道法の趣旨を参考に3年を区切りとし、その扱いを定めたとところであります。

御質問の中の金額の変更につきましても、この制度が始まり、既に相当数の方が活用されておること、制度上、同一世帯につき一度しか該当しないという制度運営をしておることもありますので、慎重に対応すべきものと考えております。

2点目の公共施設の下水道への接続について第三者との取り決めがあるのかとの御質問でございますが、町の管理施設23のうち、13施設は既に下水道への接続を完了しております。今後、残り10施設につきましても、順次接続を検討してまいります。

また、接続に当たり災害時における避難所の指定施設等につきましては、災害による被害に対し比較的復旧が早いと考えられる浄化槽の効果も踏まえて検討を行ってほしいという見解もございます。これらも踏まえながら検討してまいりたいと思っております。

ます。

それから、3点目の公共施設の下水道料金と浄化槽維持管理料金との比較についての御質問がございました。現在、比較でき得る施設は、平成20年度以降に下水道を利用している仁木小学校以下4施設の比較となりますが、従前の浄化槽維持管理料金がこの4施設で191万円ほど、現在の下水道使用料金が112万円ほどで、差額は79万円ほどとなっております。これは個々の施設により異なるものと思われま

す。4点目の下水道推進に関する効果的な方法につきましては、現在、当町では広報やケーブルテレビに加え、下水道工事区域内では着手時と完了後に地元説明会を開催し、接続率の向上に努めているところでございます。

議員から御提案いただきました広報の記事からパンフレット形式への変更等につきましては、折り込みチラシは余り見ないという御意見もありました。さまざまでございますが、したがって、下水道推進協議会という場もございますので、そこでの議論を深め、さまざまなPR方法を模索しつつ、下水道事業の推進に努めてまいります。下水道普及率四十数%という状況から見ますと、この接続率の向上に努めるのは我々の責務でもあると思っております。

今後、執行部、職員も努力をいたしますが、もとより議員の皆様方におかれましても、さまざまな機会を捉え、町民の皆様への御理解が深まるように、どうか御支援をよろしくお願ひしたいと、そのように考えております。

最後に、3項目めの今後の政治活動についてお答えをいたします。

御承知のとおり、私は現在、町長として3期目であります。この3期目を迎えるに当たっては、安全・安心のまちづくりを政策の根底とし、8項目の政策を掲げました。当議会においても、当選後の平成27年第2回定例議会で所信表明をさせていただいております。

なお、各年度における重点政策につきましては、予算が固まり次第、議会の全員協議会で御説明申し上げ、3月の本議会において所信表明をしているところでございます。

古田議員のおっしゃるとおり、ただいま平成30年度予算編成の真っ最中であり、予算が固まり次第、議会にも御説明をさせていただきます。

なお、古田議員の御発言のとおり、天皇陛下の譲位の日程がさきの皇室会議で決定され、平成31年4月30日の譲位、皇太子様は5月1日に即位され、改元することが決定をされました。したがって、当町の町長、議会議員の選挙は、新元号になった5月に行われる可能性が高いということは間違いございません。さきに申し上げたとおり、現在、私は現在の任期を全うすることに全力を注いで町民の福祉の向上に邁進をしてみたいと、そんなふうに考えております。

以上で、古田東一議員の御質問への答弁とさせていただきます。

(2番議員挙手)

○議長（田中政治君）

2番 古田東一君。

○2番（古田東一君）

2番目の下水の接続推進についての関連で、25万円の受益者負担金の未払い世帯はあるのかどうか、お答えください。

そして3番目の再質問で、「雑炊を一人すすれば人恋し」という家族の心情を寂しく、かつ深い愛情と細やかな思いで生まれた、広報に掲載されていた奥方の秀作の句であります。気持ちを新たにして、次の改元に向かって進んでいただきたいものであります。以上でございます。

○議長（田中政治君）

建設課長 近藤豊和君。

○建設課長（近藤豊和君）

ただいまの下水道の受益者負担金の未払い世帯があるかについての御質問にお答えいたします。

下水道の受益者負担金の未払い世帯につきましては、28年度、現年分について申し上げさせていただきます。28年度、3,234万5,000円の調定額をいたしております、そのうち収納額につきましては3,189万4,440円ということで、未払いにつきましては1.4%というところで、未払い世帯はございます。以上です。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

何と申し上げていいのか、確かに町報に私の妻の一句が載っておったことは事実でございます。どのように受けとめられたかはそれぞれだと思いますが、私は家族も含めて、やはりこの職を全うすることに誠心誠意邁進をしているということでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

続いて質問をさせていただきます。

1番、投票率向上対策について。

若年層の政治離れ、選挙への無関心さが叫ばれて久しいが、近年、年代を問わず全体的に投票率が低下傾向にある中、投票日に都合の悪い人も気軽にできる期日前投票や、投票日当日の投票において商業施設等に共通投票所が設置できるようになりました。また、平成28年7月の参議院議員選挙から選挙年齢が18歳以上に引き下げられました。しかし、投票率の低下に歯どめがかからないのが現状であります。

特に本町の投票率の低さは、危機的な状況であります。別添資料のとおり、直近の過去3回の市町村別投票率を調べてみますと、衆議院選挙は大垣市に次いで西濃地区及び岐阜県下ともにワースト2位、岐阜県知事選挙は、西濃地区ワースト3位、岐阜県下11位、参議院選挙では大垣市よりも低く、西濃地区ワースト1位、岐阜県下4位と、大変不名誉な結果となっております。

もちろん行政として選挙管理委員会を通じて広報車、広報無線等により一定の啓発活動に努力をされており、また輪之内中学校では模擬選挙を実施して、投票への意識高揚を図る活動を図っていると聞いておりますが、投票率の低さを輪之内町の重大な課題と捉えていただき、本町はなぜこんなに投票率が低いのか、どの年代が低いのか、その原因はどこにあるのか等を調査・研究して、真剣に投票率向上に向けた対策を講じる必要があると思います。

そこで、質問いたします。

投票率向上の有効な手段として、期日前投票所を商業施設等に設置すべきと考えますが、いかがでしょうか。町長並びに選挙管理委員会のお考えをお伺いいたします。

## 2. 青少年育成町民会議の取り組みについて。

次代を担う心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、家庭・学校・地域・社会が一体となって青少年の健全育成を積極的に推進することを目的に、全国各市町において青少年育成町民会議等と称してさまざまな事業を行っています。

本町では、地区の特性を生かした青少年育成地域づくり活動、小・中学生のボランティア参加の促進活動、夜間パトロール等による健全な環境づくり活動、あたたかい言葉、あいさつ標語の募集・掲示、広報による温かい地域・家庭づくりの啓発活動等の事業が展開されております。

しかし、他市町の活動事業を調べてみますと、本町の活動等に加え、町民会議だよりや青少年だより等の発行、少年の主張大会、善行青少年表彰などの活動が行われており、その取り組み内容に見劣り感を覚えます。

先日行われた平成29年度西濃地区社会教育振興会議の分科会において、垂井町の青少年育成活動の取り組みとして、小・中・高生がテーマに沿った意見発表を行う「青少年の健全育成を語る会」の発表があり、その会議の中で、神戸町でも小・中学生による「少年の主張大会」を町民と地域で活動されている青少年育成関係者が一堂に会し、毎年開催していると話されておりました。また、安八町青少年育成大会において、中学生2名がいじめについて自身の考えや思いを来場者約300人を前に堂々と発表したと岐阜新聞に掲載されました。

このように多くの市町で開催されている少年の主張大会を、本町においても青少年育成町民会議の活動事業の一環として取り入れてはどうか。

少年の主張大会は、子供たちが日ごろの生活を通して感じていることや考えているこ

とを公表することで生きる力を養い、社会の一員としての自覚を高めるとともに、大人が子供の素直な思いを真摯に受けとめ、子供に対する理解と関心を深めるよい機会になると思います。町長並びに教育長の御見解をお尋ねいたします。よろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野賢二議員からは2項目の御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、1項目めの投票率向上対策についての御質問でございます。この御質問では私と選挙管理委員会の答弁を求められておりますが、まず私のほうから御答弁をさせていただきます。

私も上野議員と同様に、最近の選挙における当町の投票率を見ておりますと、大変危機感を覚えているところでございます。過去の選挙では90%を超えるような投票率であった選挙もございましたけれども、ここ最近では、国政選挙、県政の選挙、または町政選挙のいずれにおきましても投票率が低迷しております。

都会での政治離れや有権者の関心の低さは報道等で見聞しておるところでありますけれども、当町が言ってみれば都市並みの投票率であることにはいささか違和感を覚えるところでございます。この投票率の低さは何が原因なのか、私もはっきりとした答えを出すことはできない状況であります。

選挙管理委員会にもっと啓発をしてもらわなくてはいけないのかとも考えるところでありますが、例えばさきに行われた衆議院議員総選挙では、連日のようにテレビ・新聞等で報道がされており、有権者の方が選挙が行われることを御存じなかったということはありません。そういったしますと、いかに有権者の方に政治に関心を持っていただくか、そこがやっぱり重要ではないのかなというふうに考えております。

投票率の向上には、上野議員の御提案にもございましたけれども、人が集まる商業施設内に期日前投票所を設けるのも、確かに有効な手段の一つであろうと私も思います。私自身は、直接選挙を執行管理する立場ではありませんので、期日前投票所の数をふやしたり、場所を変更することについての判断はできませんけれども、選挙管理委員会には投票率向上のためにこれらを含めて可能な策を検討していただきたいと、そんなふうに願っております。

続きまして、2項目めの青少年育成町民会議の取り組みについての御質問にお答えします。

輪之内町では、多くの大人の目で子供たちを見守り、地域の子供たちを地域で育てるという目的で青少年育成を推進し、毎年6月には輪之内町青少年健全育成大会を、3月には町民会議の総会を開催し、その他、夜間パトロールの実施など各種事業を展開して

おります。今年6月の大会では、「情報モラル宣言」の発表と「地域とともにある学校をめざして」と題した講演会を行ったところであります。また、例年3月の総会においては、青少年団体や個人の表彰、中学生の活動報告等を行っております。

他市町では行っていない輪之内町独自の取り組みとして、町内25地区の青少年育成推進委員や関係者が集まり、年間の活動報告発表及び交流を図り、次年度の各地区活動へつなげる「地域づくりまとめの会」、これをおよそ20年間継続して実施し、活動報告も冊子として制作し、配布しております。

また、「あたたかい言葉」の募集を行い、優秀作品の表彰及び発表も行っております。挨拶や言葉がけによる人と人との温かいつながりや触れ合いのエピソードを町民会議で発表する機会を設け、思いやりの心にあふれる、心豊かなまちづくりの推進を図っているところであります。

昨今多発している青少年の非行や犯罪などの状況を考えますと、社会全体のモラルの低下、家庭・地域の教育力の低下等が問題とされております。青少年の健全な育成は、社会全体の責任であることはもちろんであり、そのことを踏まえて、輪之内町でも町民会議のメンバーの皆様を初め、家庭、学校、職場、地域等、社会を構成する全ての組織及び個人がそれぞれの持てる力でそれぞれの役割及び責任を果たしつつ、相互に協力しながら取り組んでいかなければならないと感じております。

御質問にありました少年の主張大会の取り組みについても、社会や世界に向けた意見、家庭や学校生活、友人とのかかわり、新聞やニュース等で報道されている問題について、中学生の思いや考えを自由で素直な言葉で主張されるものであり、発表を聞くことは大変意義のあることと考えます。

このような取り組みを初め、現在進めているコミュニティ・スクールの推進についても青少年育成の事業の一環として捉え、より一層活発な事業を展開してまいりたいと思っております。

以上で、私のほうからの上野賢二議員の御質問への答弁とさせていただきます。

#### ○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

#### ○教育長（箕浦靖男君）

上野賢二議員から青少年町民会議の取り組みについての質問をいただきましたので、お答えします。

町内では、ふるさとへの愛着と伝統文化への継承を求めた笛、太鼓の練習や、みこし担ぎを初めとして、地域の美化活動や生き物調べなど、多岐にわたる世代間の交流を核としながら活動が進められています。

また、各地区では地域づくり委員会が組織され、各団体との連携を図りながら、地区懇談会やふれあいラジオ体操、標語募集、地区触れ合い活動などについて協議し、地域

全体で子供たちの育成と地域づくりを進めています。

この地道な活動を継続していることにより、活動に参加する中学生が年々増加しています。最近では、参加が当たり前と捉える中学生が多く、地域活動への参加やボランティア意識の高まりが見られるようになりました。

また、田植えアートを初め、工夫を凝らした新たな取り組みが始まり、指導者の意識の高まりが活動を支えています。

地域づくり活動に子供たちが参加することで地域の人たちとの触れ合いが生まれます。また、子供たちが地域の人々の活動を知ることで参画しようとする気持ちが育ちます。形は何であれ、それがきっかけとなって地域活動へ進んで参加する子供たちが育ちます。

これからも、次世代を担う、心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、家庭・学校・地域が一体となって青少年の健全育成を積極的に推進するよう努めてまいります。

上野議員から提案のありました青少年育成活動の「少年の主張大会」は、毎年県においても開催され、中学生が日ごろの生活を通して感じていることや考えていることをテーマに、それぞれの思いを発表する場になっております。輪之内町青少年健全育成大会等での発表について、今後、関係者と協議し、検討していきたいと考えております。

現在、大藪小学校にコミュニティ・スクールの導入を進めております。コミュニティ・スクールとは、学校・地域・家庭の三者が一体となって、互いに知恵を出し合い、手を携えながら学校運営を行い、子供たちの豊かな成長を支える地域とともにある学校のことです。これは、子供たちの豊かな育ちを確保することで、そこにかかわる大人の成長も促し、ひいては地域のきずなを強め、次世代を託せる地域づくりの担い手を育てることにつながります。

福東小学校、仁木小学校、輪之内中学校につきましても、順次コミュニティ・スクールの導入を進めてまいります。

今後も地域社会が連携し、地域の伝統文化、行事等に子供たちが主体的に参画できるようにするとともに、さまざまな体験を積む機会を充実させ、将来、ふるさと輪之内を担う思いやりや、生きがいや、やる気を持った子供たちを育てていきたいと考えております。以上でございます。

#### ○議長（田中政治君）

総務課長 兒玉隆君。

#### ○参事兼総務課長兼危機管理課長（兒玉 隆君）

上野議員からは選挙管理委員会からの答弁を求められておりますので、投票率の向上対策につきまして、書記である私のほうからお答えをさせていただきます。

上野議員からの御指摘のとおり、当町における各種選挙の投票率は、年々低下しております。これまでも投票率の向上のために、選挙当日の投票終了時刻を午後6時から午後8時に延長することや、不在者投票の手続を簡素化し、有権者の利便性に資するよ



うに期日前投票制度が設けられてきております。

なお、期日前投票は、選挙の公示または告示の翌日から投票日の前日までの毎日、午前8時30分から午後8時まで実施しております。

期日前投票所は、各市町村に1カ所以上設けるものとされており、当町におきましては、期日前投票所までの距離を考慮いたしまして、町の中央部にございます役場に設置しているところでございます。

全国的な傾向ではございますけれども、当町におきましても期日前投票の投票者数は、年々増加しております。このことは制度の認知が進んでいるものと考えております。残念ながら、選挙が終わってみると、期日前の投票者は増加しても、結果的には投票率の向上にはつながっていないというのが現状でございます。

さきに行われました衆議院議員総選挙における当町の18歳の有権者の投票率は、52%でございました。19歳の投票率は、28%でございました。このことは、18歳の方は初めて有権者となった、そういった自覚もございまして投票はされますけれども、やがて選挙に対する関心が薄れてしまうのではないかと推測をしておるところでございます。

選挙に関心を持っていただくということは、すなわち政治に関心を持っていただくことであろうかと思っておりますけれども、若者の政治離れをどのように解消すればよいか、大変難しい問題であると考えているところでございます。

さて、上野議員の御提案の期日前投票所を商業施設等に設けてはどうかということについてでございますが、おっしゃるように商業施設に限らず、鉄道の駅であったり、大学の構内に期日前投票所を設置している市町村もございます。商業施設内に期日前投票所を設置すれば、買い物と選挙の投票が同時にできるというメリットは確かにございます。今後予定されている、当町における任期満了による選挙までには時間もございますので、先行して商業施設等に期日前投票所を設置されておる市町村の投票率向上に対する効果の聞き取りを行ったり、あるいは期日前投票所を設ける場合には、当然ながら投票管理者、投票立会人や職員を配置しなければなりません。そういった人の配置でありますとか、投票時間、投票箱の管理等について、選挙管理委員会において前向きに検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

(1番議員挙手)

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

丁寧な御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、1番の投票率向上対策でございますが、私なりにいろいろと考えてみたんですが、まず高齢化率とこれは連動しているんですね。投票率の低い市町は、高齢化率も低

いんですね。いわゆるお年寄りの割合が少ないところは投票率も低いと。参考までに本町の高齢化率を調べましたら、西濃圏域では一番低い、県内でも5番目に低いというようなデータが出ています。これは、やっぱり若い人の投票率が低いんだということがこの数字にあらわれておるのではないかなと思います。

それと、今、当町の18歳、19歳の投票率、52%、28%というような御答弁をいただきましたが、18歳は高校生です。ですから、高校でいろんな啓発、そういう取り組みについて一生懸命やっておられる結果が出ているんだろうと思いますね。19歳になると、がたと半分減っちゃうということは、やっぱり高校を卒業して社会人になったり大学生になったりということで、こちらでは余りそういった活動が行われていないんだろうというふうに思います。

それと、全国的に見てみますと、都市部と郡部の投票率の差というのが少なくなってきておる。以前は、郡部は物すごく投票率が高くて、都市部が低いということだったんですが、余りその差がなくなってきておる。これは何でだろうということで考えますと、やっぱり最近投票スタイル、先ほどもお話がありましたが、投票日当日に投票所に行くというよりは、日曜日にとらわれずに、何かのついでにちょっと投票も済ませてきたよというような傾向になってきているのではないかなというふうに思います。

まだ県内で商業施設に投票所を設けているところは多分ないと思うんですが、わかりませんが、東海地区でも少ないと思いますね。ですが、期日前投票、当町も庁舎、役場でやっておるわけですが、そうした若い人にとって役場というのは、余り親近感というか、そういうものが余り高なくて、年に何回来るかというようなところであるんじゃないかなと思いますね。そういったことから商業施設等へそういう設置ができれば、何らかの歯どめがかかるようなことになるのかなあというふうに私は理解しておりますので、いろいろ研究して検討していただくということでございますので、ぜひともいろんな事案を研究していただいて、その方向性で、さっきも言いましたように岐阜県でないと思いますので、岐阜県下で一番最初に輪之内町はやりましたよというふうな事案にもなるのかなあというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、2番目の青少年育成町民会議の取り組みについてということですが、最近新聞を見ていまして、投書欄に非常に小学生、中学生が投書しておるということで、いっぱい出ていますね。それもいろんな分野で捉えて新聞に書かれています。そういったことから、多くの子供もそういった社会的なことに非常に興味を持っておるということだろうと思いますので、少年の主張大会をぜひ町でも取り上げていただきたい。これは人前で発表するというので、その本人にとってもこれからの人生に非常に貴重な経験になるというふうに思いますし、たまたまテーマが政治や選挙について発表があれば、1番目の投票率向上に向けた取り組みにも、子供が選挙のことでそんなに考えているのに大人は何をしているんだというふうなことにもなって、啓発活動にもなってい

くんじゃないのかなあというふうに思います。

それから、現在、スポーツ等で活躍した子供たちの表彰は毎年行われておりますが、ぜひとも善行青少年表彰、これも他町では取り入れてやってみえるところがございます。スポーツ等にたけていない子供でも、そういった表彰があれば、これからの励みにもなるというふうに思いますので、それもちよっと検討していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

上野議員からは再度の御質問をいただきました。

まず、高齢化率と投票率の関係と、非常に興味深い分析だったと思います。多分そういうことなんだろうと思っておりますが、であるとするならば、より若年層に対する啓発活動というものをやることの意味が問われてしまいますので、そこはひとついろんなことを考えてやっていかなければいけないのかなと思っております。一つはヒントとして、18歳と19歳の投票率の落差がありますので、ということは、逆に言えば、最初に選挙権を有した18歳のときに行った啓発活動、それをどのように継続していくかということにもつながってくると思いますので、この点についてはいろいろ考えていきたいなと思っております。

それから、都市部と郡部の投票率の差、要は我々は都市部と郡部というものを行政区域単位で捉えて、そういうふうにししか統計は出づらいうでそういうことになっているんですけれども、そうじゃなくてエリアとして考えてみると、どこが都会的傾向があって、どこが制度に素直な地域であるのかというのは、余り行政区域と関係ない部分でできてくる部分もありますので、私どものほうも実は先ほどの御答弁で申し上げたとおり、何かえらい投票率だけ都会並みだなあということになってしまったわけですが、そこはそこなりのやり方があると思っております。これは行政側がやる部分と選管のほうで選挙の技術上の問題としてやる部分と両方ありますので、そこらを踏まえながら啓発活動についてはやっていきたいなと、そんなふうに思っております。

それから、青少年育成の関係で幾つかの御提案をいただきました。マンネリ化しているというつもりはなくて、やっぱり継続すべきものはきちっと継続しながら、それに時代的背景の中でどう変えていくかということがまさに問われております。そういう意味では、御提案のありました青少年の意見発表の場、青少年の主張ということですかね。よくおっしゃられるとおり、新聞にも結構若い方の意見が発言欄で取り上げられておりますので、そういう状況を見ると、やっぱり自分の意見をきちっと発表したいということは、だんだんその雰囲気醸成されてきていると思われまます。その声を大事にしなからと思っております。それが青少年健全育成大会なり育成町民会議の場であるかどうか

かも含めていろんなことを考える必要があるなど、そんなふうに思っております。

表彰のあり方についても、常に不断の見直しをしていく必要があると、そんなふうに思っております。

貴重な御意見として拝聴させていただきました。これからもよろしく願いいたします。

○議長（田中政治君）

教育参事 松井均君。

○教育参事（松井 均君）

御質問のございました少年の主張大会についてのことでございますが、他市町で行われております状況等も我々はよく見ながら、その進め方とか、それからその時期、そういったことも含めて前向きに検討していきたいというふうに考えております。

それから、同じように善行表彰ですけれども、我々はあいさつ標語とか、そういったものの表彰とか、あとスポーツ・文化等で活躍されてみえる方に表彰等を行っておりますけれども、それも含めて他の市町村等も見ながら少し検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

（1番議員挙手）

○議長（田中政治君）

1番 上野賢二君。

○1番（上野賢二君）

いろいろと前向きの御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。

いずれにしても、投票率等についても行政でできることを、これだけやったんだよということで、これ以上の利便性がないよというぐらいやって、それで上がらなければ、もう町民の資質はそこまでだといって諦めてはいかんののでしょうか、そう考えざるを得んということだろうと思いますので、行政としてできる限りのことをやっていただきたいというふうに思います。

それから、青少年育成の少年の主張大会、教育長は県のほうで行われているということですが、本町からそこに出られたというような事例はあるのでしょうか。それだけ最後にお聞きしたいと思います。よろしく願いします。

○議長（田中政治君）

教育長 箕浦靖男君。

○教育長（箕浦靖男君）

今のところ出場はなかったと思いますが、申しわけございません、いいですか。

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

続いてお尋ねいたします。

私のほうからは公共施設の浄化槽の下水道接続について、そして介護保険制度第7期保険料についてお伺いしたいと思います。

まず、第1に公共施設の浄化槽の下水道接続についてお伺いします。

この問題につきましては、これまでたびたびお伺いしてまいりました。この中で町長は、この問題は全県下市町村の共通課題であり、周辺自治体の状況を見ながら協議・調整を進めていきたいと述べられておりました。その後、どのような協議がなされたのか、何が問題になっているのか、その協議の内容と今後の方向性をお聞かせください。

去る11月20日、全国環境整備事業協同組合連合会の大会が開かれました。当町からも関係者の方が参加されておりまして、私も一議員として参加させていただきました。そして、私は1,000人近い聴講者の中から質問タイムにおいて発言させていただき、当町における公共施設の浄化槽がいまだに下水道へ接続が認められていない理由をたずねました。これに対し岐環協代表理事の玉川福和氏は、接続は認めないということについては明確には答えられず、下水道事業の非経済性や災害時におけるその対応としての合併浄化槽の有用性を説明されました。私は、下水道事業の非経済性、あるいは合併浄化槽の有用性については理解しているつもりですが、そのことを示した上で、重ねて「各自自治体が独自に接続しても岐環協として異論を言うことはないのか」とたずねたところ、玉川氏は、明確に「ない」と答えられました。

岐環協が異論を挟まないのであれば、公共施設の浄化槽を下水道に接続しない理由はなくなるのではないのでしょうか。

町長は、県下全市町村の共通課題だと言われておりますが、早急に協議していただき、接続に向けて方向性を明らかにしていただきたいと思っております。町長の見解を求めます。

続きまして、介護保険第7期保険料についてお伺いします。

介護保険は来年度から第7期に入り、広域連合では保険料の引き上げが検討されていると聞いております。第7期介護保険料の改正に当たって、この6期の改正が妥当であったかどうか、これを検証する必要があると思っております。

まず、第6期の保険料が妥当であったかどうか、その妥当性についてお伺いします。

第6期の介護保険料は、前回の改正で基準額は月額4,800円から5,400円へ引き上げられました。

添付資料は、広域連合の第5期及び6期の予算書及び決算書、決算書は29年度はまだできておりませんので予算書だけですけれども、これを比較したのですが、保険給付費の伸び率との関連で見ますと、予算段階で歳出の保険給付費の伸び率115.8%に対し、介護保険料収入は122.6%にもなっているのです。このとき、歳入の国庫支出金は117.1%、町の負担金は116.8%です。保険料の上げ過ぎであったことが明らかではないのでしょうか。

また、歳入の面では、介護給付費準備基金の繰入金についてであります。第5期の最終年度、26年度に4,600万円の繰り入れが予算化されておりましたが、財政にゆとりがあったために、これが2,580万円に減額されました。

一方、歳出の基金積立金は、第5期の24年度1,455万円の予算に対し、決算では2,243万円、同じく25年度は2,289万円の予算に対し2,785万円に、そして26年度については、前述したように基金繰り入れを減額してしまったのであります。結局、第5期、6期を通じて29年度を除いた5年間で基金を活用したのは、25年度の2,580万円だけでありませぬ。その結果、基金残高は、第5期の平成24年度当初はゼロ円であったのが、26年度末には2,439万円になり、そして保険料が引き上げられた27年度からは7,400万、3,200万と、2年で1億円以上も積み立てをしてしまったのであります。28年度末では1億3,000万円を超えてしまったのであります。

現在の介護保険制度では3年ごとに保険料が決められるために、基本的には3年以上の長期にわたる基金の保有は必要ありません。介護保険の保険給付費は、医療保険の保険給付とは違い介護保険事業計画に基づいて給付されるために、突発的に給付費が増大するということは考えられません。明らかに必要以上の基金をため込んでしまったということになります。

現在の保険料率で8億円以上の歳入があり、1億3,000万円の基金があれば、当面保険料の引き上げは必要ないと思いますが、広域連合副連合長としての町長の見解をお尋ねいたします。

もう一点、所得に応じた保険料で低所得者の負担軽減を図ることが必要だと考えます。

6期の改正は、低所得者に大きな負担を押しつけるものであります。所得の階層段階は、それまでの10段階から9段階に集約し、最も生活の苦しい第1段階の人たちは、月1,900円から2,400円へと26.3%もの大幅な引き上げ、その一方で、基準所得500万円以上の比較的高額所得者の方たちは、月8,400円から9,200円へと9.5%の値上げで済みませぬ。なぜこのような段階区分にしなければならなかつたのか、理解できません。

町長は、国の基準に基づく基準額割合並びに9段階で設定されたものと言われましたが、低所得者には負担増、高所得者には負担軽減というやり方には納得できません。

第7期の保険料改正に当たっては低所得者の負担軽減を図り、高所得者に応分の負担を求めるように、少なくとも低所得者と高所得者の負担割合を第5期並みに戻していただきたいと思ひます。

参考に私なりの試算表を添付いたしました。

試算1は、第6期基準額、第5期の段階及び基準割合を適用し、試算2については、第6期の基準額、そして第5期の段階を利用し、基準額割合は、介護保険法施行令第38条の市町村が勘案して設定する割合を適用して調整した数値です。被保険者数については、第6期の試算時の数値を適用いたしました。

第7期の保険料については、広域連合では、まさに現在、2月の広域連合議会への提案に向けて検討中ではないかと思いますが、ぜひともこのようなことを考えながら決めていただきたいと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

森島正司議員から2項目の御質問をいただきました。順次お答えをいたします。

まず、1項目めの公共施設の浄化槽の下水道接続についての御質問でございます。

森島議員が参加された全国環境整備事業協同組合連合会の大会には町の職員も参加しており、当日、森島議員がされた質問の内容及び玉川会長の答弁も会場内で聞いておりました。参加した職員から私も報告を受けております。この報告を受けて、これまでにない展開につながるのではないかなという印象を持ったことは事実でございます。

市町村が下水道事業を開始してから、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、いわゆる合特法の合理化事業をめぐって岐阜県環境整備事業協同組合、これは略して岐環協と言っておりますが、その岐環協と県内の市町村で構成する岐阜県市町村廃棄物処理事業対策協議会、これを略して廃対協と言っておりますが、その間でずうっと協議が繰り返されてきた歴史がございます。

長年の協議の中で、廃対協から環境保全の観点から家庭雑排水が未処理である単独浄化槽、くみ取り便所を使用する家庭等については、優先的に公共下水道等に接続するよう行政として指導していく必要があるとされ、また公共下水道処理区域内においては、家庭汚水は遅滞なく公共下水道に接続し、処理するものと考えとの見解が構成市町村に通知をされております。この通知でありますとか、地震等の被災地における合併浄化槽の有用性に関する事例等をめぐって双方の意見調整をする必要が生じ、これまで公共施設の合併浄化槽を下水道に接続しようとする際には、双方で事前の話し合いを持つこととされてきたところであります。

現在、町の公共施設の浄化槽についての状況を申し上げますと、最も河川の水質を汚濁する単独浄化槽については、既に全ての施設を下水道に接続をしております。残る合併浄化槽につきましても、下水道の設置者としては下水道へ接続したいと考えております。

これまでの岐環協と廃対協の間の長年の協議という事実を踏まえる中で、町も一方的に下水道接続について決めていくということではなく、関係者と話し合いも含めて鋭意進めてまいりたいと、そんなふう考えております。

続きまして、御質問の2項目めの介護保険第7期の保険料についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の第6期介護保険料の妥当性についてということですが、現在、安八郡

における介護保険事業は、第6期安八郡高齢者プラン、これは安八郡介護保険事業計画、それから安八郡老人福祉計画をあわせ持ったプラン（計画）ということですが、それらに基づいて運営がなされているところでございます。

この月額保険料につきましては、平成27年度から29年度の3カ年における所得段階と基準額割合の変更、さらには基金の必要性についても介護保険事務を所管する安八郡広域連合の議会において説明がなされた内容であります。その際には、保険給付費の急増、それに対応する基金の繰り入れと残高の減少、介護保険給付費のトレンド等を勘案して基準となる月額保険料を定めたものであります。

ただ、おっしゃるとおり、実際に6期に入り、保険給付費の上昇率が低下するという事になったのも、これも事実であります。この要因の一つとしては、各町の地域包括支援センターの介護予防事業の活動、こういったことが実を結んだ部分もあるものと思っております。いずれにせよ、剰余金が発生して基金へ積み立てを行った事実はございます。

以上、るる申し上げましたけれども、安八郡広域連合による第6期の月額保険料の設定については、その設定時点においてはやむを得ない判断であったと考えておりますし、結果として生じた剰余金についても、制度の趣旨にのっとり適切な処理をしたものと考えております。

現在、第7期の高齢者プランや介護保険料について、構成町の議員も同策定委員会に御出席いただく中で検討されている最中でありまして。

被保険者にとっては苦労の上に得た収入や年金の中から保険料を支払っていると、そういうことから考えれば、一円でも安いほうがいいということは我々も重々承知しております。そういう意味では、質問の中で触れられました基金の充当も含めて保険料のあり方を検討するのは、ある意味当然のこととあります。

ただ、一方では、介護保険財政の安定化の観点から、依然として続く高齢化の傾向を踏まえ、予測されるサービス量の増嵩に的確に対応するのはもちろんのこと、これは制度は3年で終わるものではなく、ずうっと続くものでありますから、7期の3年間過ぎれば当然8期と、どうするのかということも生じてまいります。そういう意味では、7期の運営のみならず、8期の制度運営の安定的なあり方について検討すべきものと考えております。

したがって、これらの課題も含めて適正な基金保有額であるとか、第7期月額保険料は幾らになるのか、この点についても安八郡広域連合議会の中で関係議員も交えて検討していきたいと考えております。

御質問の2点目に、所得に応じた保険料で低所得者の負担軽減をというお尋ねがございました。

現在の第6期月額保険料は、基準となる第5段階の月額保険料を5,400円と定めると



ともに、基準額割合を1.00とし、その前後となる第1段階から第9段階までの基準額割合を0.45から1.70と定め、先ほど申しました基準額5,400円に乗ずることで傾斜をつけ、低所得者に配慮した月額保険料としているところでもあります。よって、被保険者からは収入や所得に応じて2,400円から9,200円の月額保険料をいただいているところがございます。

議員の御質問の中にありましたとおり、第5期の月額保険料は10段階、第6期は9段階という段階の見直しが行われております。この点につきましては、第6期については国が示す基準額割合を採用することとし、安八郡広域連合議会で承認を得たものでございます。

今回の第6期から第7期への移行に際しては、基準額割合は特段の変更はないものと聞いておりますけれども、平成31年10月には第1段階から第3段階において、それぞれ0.45を0.3、0.75を0.5、0.75を0.7というように国が基準額割合を変更する予定をしているという、そんな情報もありますので、今後、留意してまいりたい。そういう情報があるということを申し上げたいと思います。

いずれにしましても、この介護保険制度については、当然広域連合、3町で構成する議会において協議や審議を行うものであることを御理解いただきたいと思います。

以上で、森島正司議員の御質問への答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、岐環協の大会での回答は知っておるということをお伺いしましたけれども、これまでに廃対協、あるいはさまざまな会合で具体的にどのくらいの会議を持たれてきたのか。そして、今後、これをどうしようかというような話し合いはなされてきたのかどうかということをまずお伺いしたいと思います。

それと、今後の方針について、こういう岐環協の考え方が示された以上、特に問題はなくなったのではないかというふうに思うわけですが、これをどんどんいいですか、順次進めていくということになるのかどうかということを改めてお伺いしたいと思います。

それから介護保険料ですが、まず基金が多くあることについて、これは安定的な運営のために必要だというふうに言われますけれども、これは介護保険計画というのが每期作成されると思いますが、それに基づいてやっていけば、この必要以上の基金は必要ない。3年ごとに保険料を決めるわけですので、その3年を見越した保険料が策定されているというふうに思いますけれども、そうすれば1億3,000万というような膨大な基金は必要なくなってくるはずです。したがって、これだけあれば上げる必要はない

というふうに思うわけですがけれども、今の答弁ですと、検討しなきゃわからない、あるいは基金は必要だというふうなお考えでしたけれども、基金というのは先ほど言ったように、3年ごとにゼロになっても何ら問題ないというふうに思うわけですがけれども、その辺の見解を改めてお伺いしたいと思います。

それから所得段階ですがけれども、今、新しい段階が示されているのかどうか、それを改めてちょっとお伺いしたいと思いますけれども、0.45が0.3になる、あるいは0.75が0.7というふうに、これも今ちょっと御説明の中で十分理解できなかったんですがけれども、今度の7期からそういうふうになるというふうなのかどうかということを改めてちょっとお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

#### ○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

#### ○町長（木野隆之君）

再度のお尋ねでございます。

まず、岐環協との関係でございます。議員が御質問の中でも述べられておるように、この接続に係るいろんな課題を整理する相手方はどこかということは、議員御自身ももう既にそういうところを相手にしないとなかなか前へ進まないということは御質問の中でも認識しておられますので、その点について何も申し上げることはございませんけれども、いずれにしても、市町村で構成しております廃対協、それから岐環協、こういったものの中で課題を整理する必要がありますし、岐環協というか、トップの方からそういう発言を得たということは、当然私どももそれを踏まえた中での対応が必要になってくるだろうと、それは間違いないところだと思っております。

それから、介護保険料についてでございますけれども、この基金、必要以上の基金は必要ないのではないかと、私もそう思います。基本的に介護保険制度を理解する際に、3年で計画を決めることの意味というのは、議員も既に御理解しておられるとおり、改定初年度においてプラスが出て、次年度で平衡して、3年次で赤字を積んだもので補填して、それで3年間で均衡させるというのが基本的なことでございますので、そういう意味ではおっしゃるとおりだと思っております。そういう意味で、逆に言えば、ここで来る基金の意味というのは何なんだという話になれば、例は少ないかもしれないけれども、こういう高齢化の時代でありますし、在宅介護、それから施設介護のところ、いろんなせめぎ合いの中でどのように介護保険の保険料が使われて制度運営がされていくのか。完全にクリアというか、透明な中でやっているわけじゃなくて、将来どういうふうに変動するかということは、まだ不透明な部分もあると言わざるを得ない。そういう意味では、この基金というものが必要な基金は必要で、必要以上の基金は必要ないんじゃないのとおっしゃること、その総論部分については、私も必要でないものまで積む必要はないと思っておりますが、その必要性についての議論が必要だということでもあります。

そういう意味でいいますと1億3,000万、先ほど冒頭の御答弁の中でも申し上げましたけれども、積み上がった基金の取り扱いも含めて次期の保険料について考えるべきは当然のことであるということをお願いしたつもりであります。その一点に尽きるんだらうと、そんなふうに思っております。

したがって、必要な基金というものを考えるときに、7期の財政運営だけではなくて、それにつながる8期の部分もある程度考えないと制度の安定運営につながらないという、そういう部分だと思っております。議論が必要だと思っております。

それから、所得段階別の軽減について先ほど申し上げましたが、これは現段階で私も情報はつかんでいるということでございます。そういうことです。

(9番議員挙手)

○議長（田中政治君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

それでは、まず岐環協のほうですけれども、問題点は岐環協にあるというような御答弁だったと思っておりますけれども、このこと自体、特定の業者団体に行政の下水道事業が左右されるということ自体が、これは異常だというふうに思っているわけです。

今までの答弁の中では、そういう具体的な明確な答弁はなかったわけですが、今回、岐環協の大会に行って理事長に答弁をお伝えしたところ、そういうふうに問題点の核心があらわれてきたというふうに思うわけです。

やはり行政が特定の事業者に左右されるというようなことは、これはあってはならないことでもあります。そういうことを反省した上で、ぜひとも強力に進めていただきたいというふうに思っております。

それから、介護保険のほうですけれども、基金の考え方として、今、7期以降のことも考慮する必要があるというようなことも言われましたけれども、今、介護保険料を払っている高齢者の方というのは、はっきり言って余命はそんなにないわけでありまして。したがって、積み立てたお金は、やはり自分の関係しているときに利用してほしいというのが、恐らく被保険者の方々の考え方であろうと。特に低所得の方々にとっては、生活が苦しい、そういうときに5年も6年も先のこのためにこの保険料を払う、そのときに自分がどうなっているかわからないというような方もおられるはずであります。そういうこともあって、今の3年という周期が決められているんじゃないかというふうに私は思っておるわけです。

したがって、その1億3,000万円もの基金、これは明らかに多過ぎるということでもありますので、初年度にためて最終年度の3年度目には基金がゼロになるというふうな運用にすべきだというふうに思うわけですが、そういうことをこれから広域連合のほうで協議されると思っておりますので、そういうことを考慮してやっていただきたいという

ふうに思います。

それと、あと所得段階ですけれども、介護保険法施行令では、これは正確に私、この運用の仕方はわかりませんが、文面だけ見ると、特別の必要があると認める場合には、保険料徴収必要額を保険料より確保することができるようにした上で市町村が勘案して設定する割合を乗ずることができるというふうになっておるわけであって、国で決められているから、必ずしもそれに従わなければならないというものではないと思うわけですが、これは市町村独自でいろんな状況を考慮して、住民の福祉向上のために、負担軽減のために、あるいは公平性確保のために独自に設定することができるのではないかというふうに思うわけですが、それが今までは国の基準に従ってやっているということでしたけれども、その国の基準というのが市町村独自の特別な事情があれば変更することができるとなっているわけですので、それをやる気があるのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（田中政治君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

再度のお尋ねでございました。

まず、下水道接続の関係、特定の団体云々という御発言がございましたが、そういう面で我々はこの業界団体と議論というか打ち合わせをしているわけではなくて、いわゆる合特法に基づく精神からすると、やっぱり利害調整をする必要があるという意味で申し上げているわけでありまして。その中で業界のトップの方からの発言は重いものがあるということだと受けとめております。

それから、介護保険事業計画というものがあります。高齢者の余命云々なんで3年間で均衡するように、この3年間で収支バランスを図るという精神そのものについて、私は何も異を唱えているものではございません。先ほども私の口から申し上げたとおり、そういうものですよということは申し上げた上で、ある程度7期、8期を通して考える必要もあるのかなということでございます。

なぜそんなことを言うのか、かつて何期目かはちょっとあれですが、前期の保険料を余り上げなかったがゆえに、次の期の保険料がどんどん上がった時期がございました。そういうことは、逆に言うと、払うほうからするとなかなか難しい部分があるなということで、それは通常の平準化という意味とはちょっと違うとは思いますが、やはりそういったことも考慮していかないと、なかなか保険料に対する理解が得られないのではないかと、そういう趣旨で申し上げておるわけでありまして。

いずれにしても、これは広域連合の議会の中で議論を深めるべき問題だと、そんなふうに考えております。

それから、要するに負担調整の額をどうするんだと、国の基準と変えてもいいんじゃない

ないのかというお尋ねがございました。確かに過去において国の基準と異なる基準を採用した時期もあったはずであります。現在では、国が示す基準を覆すというか、それを変える積極的な理由が乏しいという判断のもとで事務的には動いていると思われま。これも含めて広域連合議会の中で議論をすべきことであろうと、そんなふうに思っております。以上であります。

**○議長（田中政治君）**

これで一般質問を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

（午前10時45分 再開）

**○議長（田中政治君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**○議長（田中政治君）**

日程第3、議第42号から議第45号までを一括議題といたします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、各担当課長から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してあります。したがって、これから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 上野賢二君。

**○総務産業建設常任委員長（上野賢二君）**

それでは、総務産業建設常任委員会委員長報告をいたします。

平成29年第4回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、12月8日、午前10時32分より協議会室において全委員の出席と町長初め執行部、関係職員出席のもとに審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について当委員会所管分を議題とし、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑はなく、次に総務課所管分について総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、総合施設附帯駐車場の土地で賃貸借として残る3筆は何平米であり、地権者は何人かに対して、残りは3,582平米で、地権者は2人であるとのことでした。

賃借料の契約は何年更新で、更新方法はどのようにしているのかに対し、かつては5年契約としていたが、現在は1年契約で、地権者と町のいずれかより申し出がなければ自動更新する契約をしているが、5年を目安に買収の意向、賃料等についての意見を聞く予定であるとのことでした。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、平成29年度の普通交付税の交付決定額はどれだけかに対し、8億6,467万2,000円であるとのことでした。

普通交付税は今回の補正予算で留保している全額を計上したのかに対し、7月に確定し、当初予算額8億円に対して6,467万2,000円剰余分が発生したが、9月の補正予算で3,225万円、今回の補正予算で2,541万1,000円を計上することにより、残り701万1,000円になるとのことでした。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回、大吉営農組合の農業用機械、田植え機購入の事業費と県・町の補助率はどのくらいか、また機械購入は農業団体が法人、営農組合を問わずに補助金の対象となるのかに対し、事業費は税抜きで414万3,000円、事業費の3分の1が県補助で、町補助が5%の補助率である。補助事業の採択は県のポイント制により採択されるので、法人、営農組合を問わないとのことでした。

今回の補助金について県からの追加で要望を受けることは町内の全営農組合に周知はしていたのかに対し、町内の営農組合からは随時産業課に要望が来ている。今回は2組合から要望があったが、一つの組合は機械を修理するもので補助対象とならなかった。今後も県からの補助については周知していくとのことでした。

農機具の修繕に対する補助はないのかに対して、農機具の修繕に対する補助はないとのことでした。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、施工箇所はどこかに対し、揖斐川左岸堤防であるとのことでした。

完成は年度内かに対し、契約は今年度で、来年の出水期の6月には完成予定であるとのことでした。

松内の県道安八・平田線から揖斐川堤防道路につながる道路計画の進捗状況はどうなっているのかに対し、概略設計は完成し、来年度、詳細設計の予算計上を予定しており、町で事業を進めていくとのことでした。

事業がこれまで進んでいないのはなぜか、何か問題点はあるのかに対し、県への要望はしているが、当面着手するつもりはないという回答であるとのことでした。

議第42号についての質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についてを議題として、土地改良課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、農地中間管理機構に預けていない農地の扱いはどうなるの

かに対し、現行のほ場整備事業と同様に場所を移動して耕作できるようにするなど、用排水は保障されるとのことでした。

特別徴収金を支払えば目的外に利用してもよいということかに対し、特別徴収金を徴収することだけが条例の趣旨ではない。農地の目的外用途への転用、農地中間管理権に関する契約の解除を防止するために制定するものである。一般の土地改良事業における目的外用途への転用に対する特別徴収金に加え、機構関連事業で支払われた公金に対しても同様に特別徴収金を徴収できるようにするものであるとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回の改正により条例において従来との差はあるのか、また新たに追加された定義はあるのかに対し、基本的に条例の趣旨に変更はない。個人情報の保護に関する法律の一部改正があり、個人識別符号が個人情報に当たるとして明確に定義され、また要配慮個人情報という新たな定義が加えられたため、条例においても同様の定義を加える改正を行うものであるが、個人情報の取り扱いを大きく変えるという内容ではないとのことでした。

要配慮個人情報について、みずから公表している場合の取り扱いはどうかに対し、要配慮個人情報は収集の制限があるが、みずから自身の思想、信条を公にされていることに関して問題は生じないとのことでした。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で、総務産業建設常任委員会に審査付託されました案件についての経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。よろしくお願ひします。

#### ○議長（田中政治君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

#### ○議長（田中政治君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、文教厚生常任委員長 小寺強君。

## ○文教厚生常任委員長（小寺 強君）

文教厚生常任委員会委員長報告をいたします。

平成29年第4回定例輪之内町議会の初日において本委員会に審査を付託されました案件について、12月8日、午前9時30分より協議会室において全委員出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、教育参事、会計管理者及び各関係課長、関係職員の出席のもと審査をいたしました。

その経緯と結果を報告いたします。

最初に、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について当委員会所管分を議題とし、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、マイナンバーカードに関する改修は何をするのか、また住民にどのようなメリットがあるのかに対し、今回のシステム改修は、結婚等で姓が変わり、今までの名前が変わる場合でも旧姓を使いたいという要望に応えるためのものである。戸籍法を改正するまでもなく、その運用方法を変えて、マイナンバーカード及び住民票に旧姓を書き込むための改修である。

平成27年、最高裁の夫婦別姓訴訟で婚姻による改姓は合憲であるとしたが、今年9月の最高裁通達で判決や令状等での旧姓使用が認められるようになった。女性の旧姓でのキャリアが結婚等で姓が変わることで支障を来す場合、マイナンバーカードや住民票に旧姓が表示できることで活躍する場が広がるというメリットがあるとのことでした。

マイナンバーカードの普及率はどれくらいか、最近の申請状況はどうかに対し、人口の6%少々で、最近も少しずつ申請があるとのことでした。

申請しても取りに来ない人がいるようだが、余り必要がないのではないかに対し、申請後に転出して忘れている方もあり、今も五、六十枚が残っているとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、今回の補正予算では住民課と福祉課においてマイナンバーに関する電算システムの改修費用とそれに対する国庫補助金をそれぞれ計上しているが、国庫補助金の補助率が異なるのはなぜかに対し、補助対象とするシステムと改修内容が異なるため、補助の制度、率が異なる。

介護保険システムに対する補助率は、9月議会において他のシステムで同種の改修を行う補正予算を認めていただいているが、それと同じ補助率、3分の2であるとのことでした。

マイナンバーを利用する情報連携は11月から本稼働しているとのことだが、いまだにふぐあいがあるのかに対し、必要なデータ項目が不足している等を聞いており、国においてデータ標準レイアウトが見直される。今回の介護保険システムの改修は、それに対応するものであり、今後もふぐあい等があれば対応していくとのことでした。



システム改修を行う業者、対価の支払い先はどこかに対し、介護保険システムの改修は、安八郡広域連合が業者を選定し、対価はその業者に支払うことになるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

議第42号についての質疑を終結し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、180万円の増額について具体的内容は何かに対し、件数がふえたほか、新たに高額な補装具の申請や、保険証を持たずに受診され、後で7割分の給付申請等があり、年度末までの療養費を見込んでの補正額であるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件についての経緯の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

**○議長（田中政治君）**

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（田中政治君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第42号 平成29年度輪之内町一般会計補正予算(第4号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第43号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第43号 平成29年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第44号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第44号 輪之内町農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第45号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議第45号 輪之内町個人情報保護条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

---

○議長(田中政治君)

お諮りします。

次期議会(定例会までの間に開かれる臨時会を含む)の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定をさせていただきました。

お諮りします。

総務産業建設・文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調査・研究することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定させていただきました。

---

○議長(田中政治君)

これで本日の日程は全部終了しました。

平成29年第4回定例輪之内町議会を閉会いたします。

9日間にわたり熱心に審議をされ、全議案を議了し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。大変御苦労さまでございました。

(午前11時03分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年12月14日

輪之内町議会 議長 田 中 政 治

署名議員 上 野 賢 二

署名議員 高 橋 愛 子